

第2次伊豆市総合計画

2016 >>>>> 2025

基本構想·前期基本計画



自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた

「伊豆半島の新基軸」・伊豆市

~いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり~



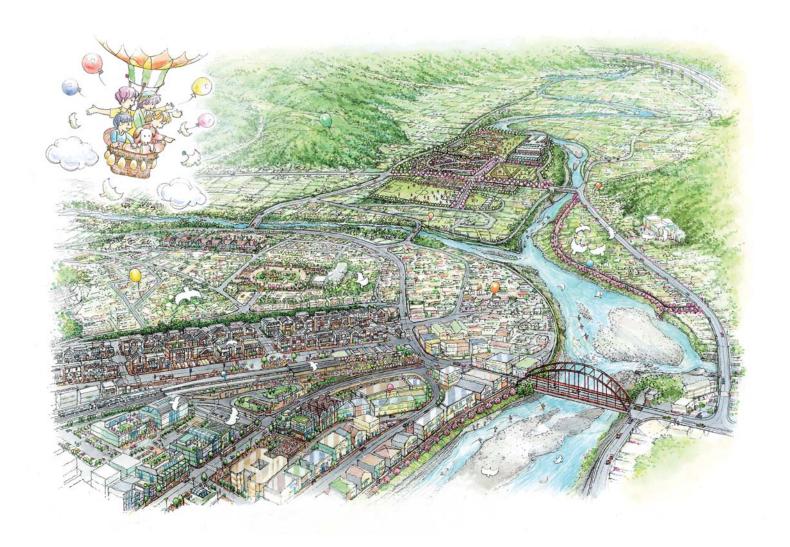


2016 >>>>> 2025

第2次伊豆市総合計画

自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた 「伊豆半島の新基軸」・伊豆市

~いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり~



伊豆の夢を拓く

このたび、第2次伊豆市総合計画がまとまりました。伊豆市政10年の経験を踏まえ、次の10年で私たちが目指す将来の姿を、あたかも立体映像として想像できるくらい具体的に描くよう努めました。



まず、その前半の今後5年間に予定されていることを挙げてみましょう。計画 初年度である平成28年度に市内全域の光ファイバー網整備が完成します。また、伊豆縦貫自動車道の本線である天城北道路が、平成30年を目標として完成します。そして、修善寺地区のまちづくりに様々な制約を課してきた都市計画を平成28年と32年の二段階で見直します。また、私たちの大切な宝である子どもたちの教育環境について、平成30年に土肥小中一貫校を整備し、平成32年に修善寺、中伊豆、天城の3中学校を統合する方向で準備を進めています。そして、平成32年夏には東京五輪自転車競技二種目(トラック、マウンテンバイク)が伊豆市で開催されることとなりました。

伊豆縦貫自動車道整備の進捗は、大平ICと(仮称)天城湯ヶ島ICという2ヶ所の高規格道路ICを擁する伊豆市が伊豆半島の交通の要衝になることを意味します。そこで、今次の総合計画では、「自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた『伊豆半島の新基軸』・伊豆市」をまちのテーマとして掲げました。





このような極めて大きな構造的変化を背景として、これから10年間で目指すまちづくりのイメージを、「まちの形」、「まちの色」、「まちの力」としてまとめました。

1. まちの形「ネットワーク型コンパクトタウン」

修善寺駅周辺に既に集約されている都市機能(医療機関、教育施設など)を更に充実して魅力ある中心地を形成し、あわせて中伊豆、天城湯ヶ島、土肥に生活や産業の拠点を整備してそれぞれの地域活力を維持存続せしめることは、そもそも伊豆市発足時からの理念です。この理念に向けて具体的な事業に着手します。

2. まちの色「風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市」

伊豆の有する観光資源と首都圏及び富士山静岡空港からの立地条件は、私たちが世界レベルのリゾート地を目指すための十分な環境を与えてくれています。まずは平成32年の東京五輪を中間目標として、二次交通の整備や電子決済の導入、案内標識の多言語化のみならず、異なる文化の方々へのおもてなし、ハンディキャップをお持ちの方々に対する配慮などソフト対策も含めたサービスレベルの向上が求められます。

3. まちの力「地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携」

21世紀にふさわしい新たなまちづくりは、公と民の協働、行政内の横断 的連携が必要不可欠です。過去のやり方に捉われず、それぞれの事業推進に 最も適した仕組みを創案し、地域特性に即したまちづくりを進めること、こ れこそが普遍的なまちの魅力につながるものと確信します。

第2次総合計画は、今回の策定がゴールではありません。今後も適宜見直しを 行い、必要とあれば大胆な追加も修正も行います。全市民の皆さんと一緒にこれ からも完成に向けてまい進します。

伊豆顿 南地皇

目 次

第1章 計画策定の趣旨 2 第2章 計画の構成と期間 3 第3章 計画策定の前提 4 1. 社会潮流 4 2. まちづくりの課題 7	
基本構想	
第1章 伊豆市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本計画	
重点目標 1 魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保	
政策 1機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成・・・・・・24施策 1賑わいと回遊性のある中心市街地づくり・・・・・・24施策 2文教ガーデンシティの創生・・・・・・26施策 3地域振興拠点の整備・・・・・・・28施策 4公共施設の最適化と機能強化・・・・・30政策 2まちの骨格となる総合的な交通環境の創出・・・・32施策 1交流を支える道路ネットワークの整備・・・・32	
施策 2 持続可能な公共交通網の実現・・・・・・・・・・ 34	

重点目標 2	安全で心地よい生活環境の創出	
政策1	生涯健康の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
施策1	健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
施策2	地域医療・救急体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
施策3	支え合う福祉社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
政策 2	心地よい環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
施策1	都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出 ・・・・・・・・・	42
施策2	豊かな自然環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
施策3	魅力ある景観の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
施策4	安心安全な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
施策5	地域防災・防犯体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
手上口揺っ	・	
重点目標 3	産業力の強化	
政策1	観光交流を中心とした地域産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
施策1	地域資源を活用した戦略的観光事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
施策 2	産業力の底上げと人材の育成・確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
政策 2	企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
施策1	市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致 …	58
施策 2	農業生産法人の誘致と6次産業化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
施策 3	就業支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
政策 3	起業支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	62
施策1	起業支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
施策 2	空き店舗等の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
重点目標 4	まちへの誇りの醸成とブランドカの向上	
		0.0
政策 1 施策 1	個性的な市民文化・都市文化の創造 · · · · · · · · · · · 地域づくり協議会制度の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
施策 2		66
施策3	歴史・文化資源の保存、継承、活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
政策 2	地域で活躍する人材や活動団体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
施策1	まちのブランド化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
施策 2	戦略的なシティプロモーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
旭果 乙	我们中かなイナイノロモーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72

重点目標 5	少子化対策と次代を担う人材の育成	
政策1	子育て支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
施策1	結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
施策 2	子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
政策 2	教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
施策1	よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進・・・	78
施策 2	小中連携教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
施策3	家庭や地域の教育力向上と連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82

資料編

1.	伊豆市総合計画条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2.	伊豆市総合計画審議会規則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85
3.	策定体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	87
4.	策定組織名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
5.	策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
6.	第2次伊豆市総合計画諮問・答申 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
7.	第2次伊豆市総合計画体系図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
8.	第2次伊豆市総合計画前期基本計画指標一覧表 · · · · · · · · · · · ·	96

総計

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 計画策定の前提

第 章 計画策定の趣旨



平成16年4月に修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の4町が合併して誕生した本市は、合併に際して定めた「新市建設計画」を踏まえ、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第1次伊豆市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人あったか・まちいきいき・自然つやつや伊豆市」の実現に向け、豊かな自然や歴史的・文化的資産、道路交通体系の充実など、本市の有する地域資源・優位性を最大限に生かしながら、世代を超えた支えあいと創造のまちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の急速な進行、人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展、長引く景気の低迷など、地方自治体の運営を取り巻く環境は大きく変化し、更に平成23年3月に発生した東日本大震災は、社会経済情勢の様々な分野に大きな影響を与えたほか、危機管理の重要性など新たな視点によるまちづくりの必要性を認識させられるものとなりました。

こうした状況に加え、人口減少による税収の減少や社会資本の老朽化の進行など、本市を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、特に地方交付税の 逓減による財源の縮小や少子高齢化に伴う集落の維持については、多くの懸念 事項の中でも特に憂慮すべき問題となっています。その一方で、市民の価値観や ライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化などにより、市政に求められ る役割がますます多様化・高度化していくものと考えられています。

このような中、第1次総合計画が平成27年度で計画期間満了となったことから、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる新たな総合計画「第2次伊豆市総合計画」を策定いたしました。

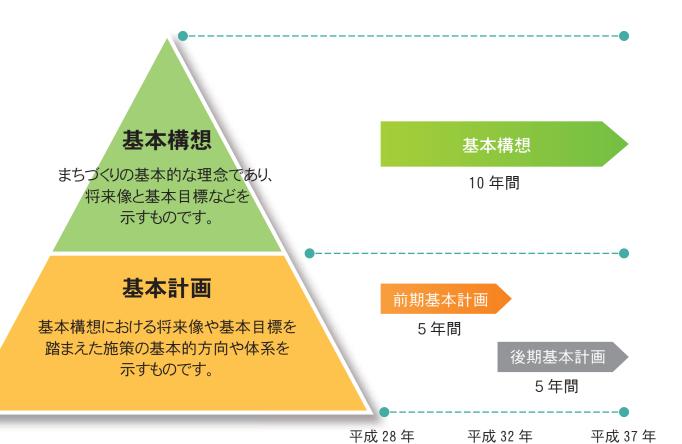
地方分権の進展により、自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、財政の 健全性を維持しつつ、持続可能な行政運営を進めていくためには、限られた行財 政資源を有効に活用し、明確な意図をもった選択と集中による戦略的な視点が 求められます。

このため、「第2次伊豆市総合計画」は、行政の掌握事項の全てを網羅的に位置づけるのではなく、今後重点的に取り組むべき施策を明らかにした戦略性のある総合計画として策定を図りました。

第 2 章 計画の構成と期間



本計画は基本構想及び基本計画で構成し、計画期間は基本構想を 10 ヶ年、基本計画を 5 ヶ年とします。



第 3 章 計画策定の前提



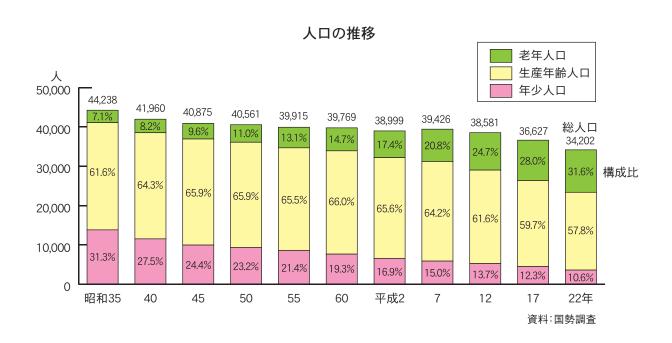
1 社会潮流

社会経済状況は大きく変化しています。こうした変化に対し、中長期的な視点で積極的に対応し、市勢の発展を図っていくことが重要です。

1 人口減少と超高齢社会の到来

わが国の総人口は平成 20 (2008) 年を境に減少局面に入っていますが、本市では既に昭和 35 (1960) 年の 44,000 人からほぼ一貫して人口減少が続き、平成 22 年の国勢調査では 34,202 人となっています。少子高齢化も進み、平成 22 年の年少人口($0\sim14$ 歳)は 10.6%、約 1 割に対し、高齢者人口(65 歳以上)は 31.6%と 3 割を超えており、今後ますますその傾向が進むことが予想されています。

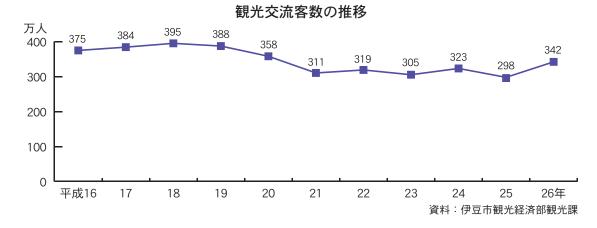
人口減少・超高齢社会の到来は、個人消費の減退や経済成長の鈍化をはじめ、 地域の活力の低下に様々な面で多大な影響を及ぼすと考えられており、拡大・ 成長を前提とした従来型の社会経済システムのあり方を根本から見直さなけれ ばならない時期を迎えています。



2 地域産業の活性化と雇用の確保

世界的な金融危機をきっかけとするその後の景気の後退は、企業収益の低迷による雇用環境の悪化や個人所得の減少など、日本経済にも極めて深刻な影響を与えています。このような傾向が長期化した場合、さらなる産業の衰退や人口の流出を招き、地域経済が疲弊する悪循環に陥る可能性が大いに懸念されます。

こうした中で、地域経済の活力を維持・増進していくためには、地域資源を生かした農林水産業、観光産業の振興のほか、次代を切り拓く新たな事業展開を従来にも増して強力に推し進め、雇用の確保につなげることが求められています。特に本市においては、東京五輪の競技開催市としての知名度の向上や訪日外国人旅行者の増加、伊豆縦貫自動車道天城北道路の整備による高速交通へのアクセスの改善といった大きなチャンスを生かし、温泉や自然、歴史・文化などの地域資源にさらに磨きをかけ、国内外の人たちを迎える観光交流に力を入れていくことが重要となります。



地球環境問題の解決に向けた取組の重要性

3

近年、気温の上昇や局地的な集中豪雨の多発など、地球環境の変化による影響が日々の暮らしの中に及ぶようになり、世界全体で高環境負荷・エネルギー多消費型社会・産業構造を抜本的に見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に取り組む重要性が飛躍的に高まっています。

次世代にかけがえのない豊かな地球環境を継承するためには、市民一人ひとりが日々の暮らしにおいて、環境負荷の軽減に取り組む責任と役割をしっかりと自覚し、森林の保全や里山の整備・活用、市街地の緑地保全、温室効果ガスの排出削減、ごみの分別収集の徹底など、環境にやさしい活動を確実に実践することが求められています。

安心・安全な暮らしに対するニーズの高まり

社会経済状況が急激に変化する中で、雇用環境が不安定となり、時代の先行きの不透明感も加わって、生活をめぐる様々な不安の高まりが見られます。また、急速な少子高齢化や地域における人間関係の希薄化、高齢者の孤独死など、新たな社会問題が注目される中、日々の暮らしにおける安心・安全の確保を求めるニーズが高まっています。

高齢期の暮らしや健康をはじめ、市民が将来にわたり安心して生活を送ることができるよう、個人・自治会・市民活動団体・事業者・行政などの地域社会を構成する各主体がそれぞれの責任に応じた役割を果たし、互助の精神と信頼に基づく助け合い、支え合いを中心とした取組に力を入れていくことが重要となります。

地方分権の進展と協働の推進

5

今後、さらに地方分権が進展し、市町村の権限と責任が拡大していく中では、まちの活力の源である定住・交流人口の拡大や企業誘致などの面で、都市間競争が激化していくと考えられます。このような状況下で、まちの持続性・自立性を高めていくためには、従来にも増して各市町村の創意工夫により、地域経済の活性化や自主財源の確保、住民満足度の向上に取り組む必要があります。

しかし、その一方で、人口減少・超高齢社会の到来によって財政規模はさらに 縮小を余儀なくされるおそれがあり、また、行政サービスに対するニーズはます ます多様化・高度化していくと考えられます。これらのニーズに行政だけで応 えていくのは、質的にも量的にも困難さを増していくと考えられます。

日々の暮らしに直結する様々な地域の課題に迅速かつ的確に対応するためには、自主的・自発的に課題解決に取り組む「市民力」と、地域が抱える問題・課題に力を合せて解決に取り組む「地域力」を高めるとともに、様々な主体とのパートナーシップに基づく協働のまちづくりに取り組んでいくことが重要となります。

2 まちづくりの課題

(1) 人口減少への挑戦

本市では、若い世代を中心とした市外への人口流出に歯止めがかからない 状態が続いています。子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた地域でいき いきと心豊かに暮らせるよう、産業の振興や魅力ある雇用の創出、子育て・教 育環境の充実、安心安全な生活基盤の整備等の推進により、次世代に誇りと自 信を持って継承できるまちの創造に向けた取組を果敢にチャレンジしていく 必要があります。

((2))安心。安全で心地よい生活環境の確保

住み慣れた地域の中で、いつまでも安心・安全で心地よい毎日を送ること ができるよう、暮らしの不安を解消するための取組を積極的に進めることが 求められています。各地域における魅力の創出や生活機能の強化により、人々 が集い、活発に交流する、人口減少社会にあっても揺るぎない持続的な発展が 可能なまちを形成するとともに、本市らしさを創出する源泉ともいえる、修善 寺温泉をはじめとする落ち着いた風情のある街並みやうるおいのある田園・ 自然環境をいつまでも大切に守り続ける必要があります。

((3)) 産業競争力の強化

元気・活気・やる気にあふれた経済活力の増進と、誰もがいつまでも暮ら し続けたいと思えるまちを創造するため、水と緑に包まれた豊かな自然環境、 先人たちから大切に受け継がれてきた歴史・文化など、本市ならではの多彩 な地域資源を磨き上げるとともに、東京五輪の競技開催市としての知名度の 向上やブランド力を生かしながら、観光産業の振興や農林水産業の6次産業 化など、市外からより多くの所得を産み出すことができる産業競争力を強化 する必要があります。

(4) 広域交通網の活用による多様な交流・連携の推進

交通は市民の暮らしのみならず、交流を推進する最も重要な基盤です。市内においては、広域交通網である伊豆縦貫自動車道の一部となる天城北道路の整備が進められ、インターチェンジの設置も計画されています。伊豆半島の中央に位置し、交通の要衝となる本市は、そのチャンスを生かすとともに、その効果を地域に広く波及させ、観光交流はもちろん、様々な分野での交流や連携に取り組み、地域活力の向上につなげていく必要があります。

((5)) 地域独自のまちづくりの支援と推進

本市には、豊かな自然をはじめ、温泉、歴史文化、食、おもてなしの心など日本の本質とも言うべき地域資源が数多くあります。

ふるさとへの深い誇りと愛情を醸成しながら、まちの魅力と格調を高める ため、自然や伝統文化などの本市の良さを守り、育て、伝えていくための取組 を強化する必要があります。また、地域コミュニティの活性化に結びつくよ う、地域独自のまちづくりを支援し、活動の輪を広げていくことが極めて重要 です。

基本構想

第1章 伊豆市の将来像

第2章 まちづくりの重点目標

第3章 土地利用構想

第 章 伊豆市の将来像



1

めざすまちのテーマ

本市が将来にわたって魅力ある地域として発展していくためには、市民主体の協働によるまちづくりを進めるとともに、まちの活力を最大限に引き出し、市民の皆さんがふるさとへの誇りや希望を持って、元気で幸せに暮らすことができる環境を整えることが重要です。

私たちは、このことを基本とし、市民一人ひとりの本市に寄せる愛情と未来へかける熱い想いや行動力を結集し、他に類のない貴重な地域資源や伊豆縦貫自動車道の南進といったチャンスを生かしながら、伊豆半島の広域的な交流拠点として、「人」と「まち」がいきいきと光り輝く、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと心から思えるような魅力と活力にあふれる「持続可能なまち」を創造するため、次の「めざすまちのテーマ」を掲げます。

自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた 「伊豆半島の新基軸」・伊豆市

~いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり~



めざすまちのイメージ

まちづくりの基本方向を明らかにするための「めざすまちのイメージ」を示します。

まちの「形」

~ネットワーク型コンパクトタウン~

誰もが住み慣れた地域でいきいきと心豊かに暮らし続けられるよう、各地域において、利便性や快適性が高く、人が集い賑わいのある拠点を創造するとともに、拠点間を結ぶ交通軸の強化などによる機能連携や他圏域との交流・広域連携を図るネットワーク型コンパクトタウンの形成を推進します。

まちの「色」

~風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市~

日本の原風景ともいえる水と緑に包まれた豊かな自然や温泉、先人たちが育んできた歴史・文化など、本市ならではの多彩な魅力や特徴を大切に守り、生かすとともに、伊豆半島の東西と南北の軸が交わる交流の拠点として、他都市には決して真似のできない、風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市の実現に取り組みます。

まちの「力」

~地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携~

少子高齢化や人口減少の進行、コミュニティ機能の低下が懸念される中で、 人と人、人と地域のつながりを支えるとともに、郷土の自然や歴史・文化に触れ、守り、育むことを通じて、地域への愛着や誇りを醸成することにより、本市を愛する多様な主体の情熱や英知、行動力の結集による協働と連携に取り組みます。

3

将来人口設定

将来人口については、「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、 平成37年度の設定人口を28.500人とします。

第 2 章 まちづくりの重点目標

魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保

少子高齢化や人口減少が進む中で、子どもからお年寄りまで、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせるまちをめざし、生活利便性が高く、ヒトやモノ、そして知識や情報が集う賑わいのある拠点の創造に取り組むとともに、交通結節機能の整備や地域の実情に応じた公共交通網・道路網の強化による地域内移動の円滑化や拠点相互の機能連携を進める「コンパクトタウン&ネットワーク構想」を推進します。

修善寺駅から徒歩圏内を中心市街地として、賑わいと回遊性のある歩いて楽 しい魅力あるまちづくりを進めるとともに、市街地周辺については地域の特性 を生かした機能を配置します。

中山間地域である土肥、天城湯ヶ島、中伊豆地区などでは、既に形成されている地域拠点や生活拠点、産業・観光拠点の有効活用のほか、地域の自然的・社会的特性を踏まえた拠点性の高いエリアへの拠点化の促進を図り、誰もが住み慣れた土地でいつまでも元気に生活できる環境の整備に努めます。

また、伊豆半島の東西と南北の軸が交わる広域的な拠点として、伊豆半島地域全体を牽引する活力ある地域づくりに向けた交流と広域連携を推進します。



2 安全で心地よい生活環境の創出

市民一人ひとりが自らの健康を意識し、心身の健康づくりへの取組を促進するとともに、適切な健康・医療、福祉サービスを受けられる体制を整備します。 また、高齢化が進行する中で、自らの経験や知識を生かした社会参加や社会貢献 により、健康的で生きがいを持って生活できる環境整備を図ります。

快適な暮らしの実現に向けた心地よい居住環境の整備を推進するとともに、 歴史・地域性を生かした風情ある景観の形成や緑の創出につながる公園や緑地 の充実を図るなど、美しく魅力のあるまちづくりを推進します。

さらに、水源の森や狩野川など、次世代にかけがえのない豊かな自然環境を継承するための保全活動を促進するとともに、地域防災力のさらなる向上を図ることで災害に強いまちづくりを進めます。





3 産業力の強化

世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックの国内開催を契機に、総合産業である観光を中心に「稼ぐ力」を強化します。そのためにも、東京五輪の競技開催市としてのブランド力に併せ、海、森林、河川などの自然環境の豊かさ、大自然が創りあげた見事な景観、豊富な温泉、歴史・文学の舞台となった温泉街など、豊富な地域資源や特色を生かして個性を磨き、地域住民、観光客双方にとって魅力を感じる風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市をめざします。

地域住民はもとより、農林漁業、商業、サービス業、行政などの多様な主体が参加のもと、観光交流を担う人材の育成を図るとともに、美しい伊豆創造センターを中心に、ジオパークやインバウンド(外国人観光客誘致)の推進など、伊豆半島を世界ブランドとして確立・発信するための取組を伊豆半島全体で官民連携により進めます。

また、本市の環境に適合する企業誘致や企業留置に取り組み、新たな雇用を創り出すとともに、6次産業化の推進など次の世代につながる農林漁業の振興を図ります。さらに、起業をめざす市民の支援や空き店舗の活用を促進するなど、生活支援サービス産業の育成を図ります。



4」まちへの誇りの醸成とブランドカの向上

子どもから高齢者に至るまで、誰もが安心して心豊かに充実した暮らしを実 感できるよう、自然・伝統文化など本市の良さを守り、育て、伝えていくための 取組を進める中で、地域への愛着や誇りの醸成に努めます。さらに、より多くの 人たちが、まちづくりの担い手として、いきいきと活躍できる仕組みを充実させ ることで、それぞれの地域の特性を生かした地域主体のまちづくりを展開し、キ ラリと光る人と活力に満ちあふれるまちをめざします。

また、東京五輪の自転車競技開催市として、大会成功に向けた取組などを通 じ、市民の郷土に対する愛着や関心を高めるとともに、五輪開催を契機として生 み出される有形・無形の資産や持続的な効果など、本市だけが持つ地域の特性 や資源を生かしつつ、隠れた資源の掘り起こしや新たな価値の創出を進め、その 魅力を市内外に発信することにより、知名度や好感度の向上を図ります。





5 少子化対策と次代を担う人材の育成

地域の中で安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを進める とともに、結婚生活や子育ての素晴らしさを伝え、結婚を望む人たちに出会いの 場を提供するなど、子どもを持つことをまち全体で応援します。

次代を担う本市の子どもたちが、確かな学力や国際的な幅広い視野を身につけるとともに、人を思いやる心・感動する心などの豊かな人間性や生きる力を育むことができるよう、家庭・地域・学校が一体となった教育を進めます。

また、児童・生徒の減少に対応した教育環境の整備を図りながら、心身の健や かな成長を支える特色ある学校づくりを進めます。





めざすまちのテーマ

自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた 「伊豆半島の新基軸」・伊豆市

~いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり~

めざすまちのイメージ

まちの「形」

ネットワーク型 コンパクトタウン

まちの「力」

地域への愛着や誇りを 基調とした多様な主体による 協働と連携

まちの「色」

風情と風格が漂う 国際的な観光文化環境都市

まちづくりの重点目標

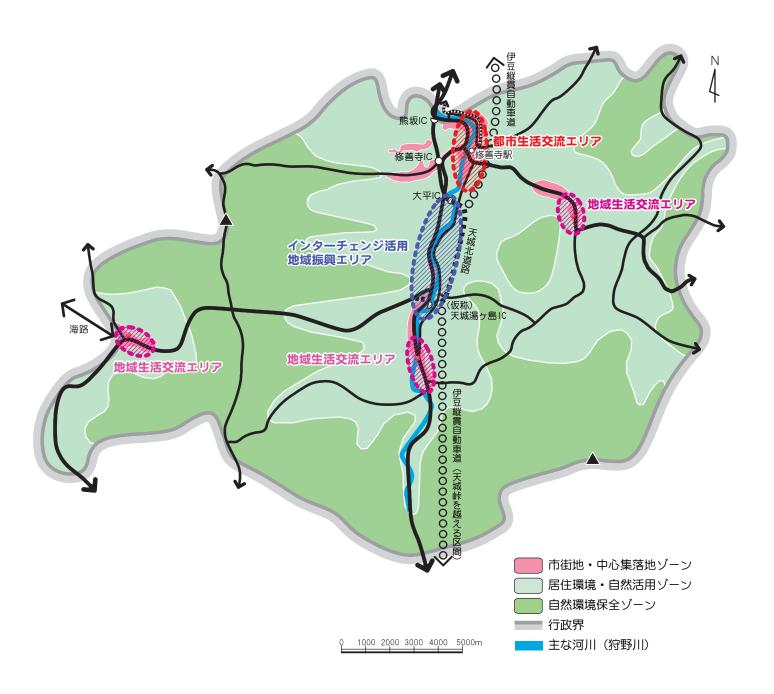
- 1 魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保
- 2 安全で心地よい生活環境の創出
- 3 産業力の強化
- 4 まちへの誇りの醸成とブランドカの向上
- 5 少子化対策と次代を担う人材の育成

平成 37 年度の設定人口: 28,500 人

第 3 章 土地利用構想



土地利用構想図



1 ゾーン区分

本計画では、市の地形条件、社会条件等を考慮し、次のとおり3つのゾーンに区分するとともに、3つのエリア形成をめざします。

市街地・中心集落地ゾーン

住宅地・商業地を中心に、生活道路、上下水道等の基盤整備に努め、秩序ある 生活環境を形成します。また、定住促進に寄与するため、適正な宅地化の誘導と 併せ、身近な公園・広場の適正配置を進めます。

居住環境・自然活用ゾーン

集落地と農地のバランスを保ち、身近な公園緑地、運動施設、レクリエーション施設等を有効活用していきます。農地の適切な維持に努め、無秩序な宅地化を防止し、道路、上下水道等の基盤を効率よく維持管理します。

なお、山林や河川の危険箇所における災害対策を進めます。

自然環境保全ゾーン

天城山系や達磨山山系の国立公園を主体に自然環境を保全します。国土保全、 水源涵養、良好な景観形成等の公益的機能を持つ森林の育成・管理や林道等の 整備に努めます。



2 エリア形成

都市生活交流エリア

修善寺駅から半径 1km 程度の範囲を中心地として位置づけ、病院・教育施設・ 商業施設等の都市機能を集積するとともに、適正な宅地化の誘導に併せ、生活道 路の改良、身近な公園・広場の適正配置など都市基盤整備を進めます。

日向・加殿地区においては、まちの魅力ある空間の創出とともに、市の中心的な防災拠点として、「『内陸のフロンティア』を拓く取組」を活用し、新中学校の建設を核とした、こども園、公園緑地、ゆとりある住宅地の配置を計画的に進めます。

インターチェンジ活用地域振興エリア

天城北道路 大平インターチェンジ周辺及び(仮称)天城湯ヶ島インターチェンジ周辺については、交通利便性を生かし、地域内連携による6次産業化や産業創出など、地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

また、エリア内においては、幹線道路沿いに商業施設等の日常生活機能が集積 していることから、これらの機能維持に努めるとともに、交通利便性を生かし、 地域活性化を図ります。

地域生活交流エリア

生活・交流の拠点として、公共公益施設周辺において、身近な商業施設、交流施設等の日常生活機能を集約し、維持します。併せて交通結節点整備を行うことで、市街地中心部や周辺集落とのネットワークを強化し、持続可能な地域の形成を図ります。

土肥温泉周辺地区においては、海上交通を利用した観光交流の拠点として、景観創出や歩行者空間整備に取り組むとともに、健康増進、レクリエーションの場として環境整備を進めます。

湯ヶ島地区は、文学に関連した多くの歴史文化資源を有しており、地域振興に有効活用するため、旧湯ヶ島小学校を中心に文学の郷を形成し、地域活性化を図ります。

中伊豆支所周辺は、新こども園の整備と併せて公共施設の再配置を行い、公園・広場などの人が集まる魅力ある空間の整備を推進し、良好な子育て環境及び地域活動の場の形成を図ります。

基本計画

重点目標1 魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保

重点目標2 安全で心地よい生活環境の創出

重点目標3 産業力の強化

重点目標4 まちへの誇りの醸成とブランドカの向上

重点目標 5 少子化対策と次代を担う人材の育成

重点目標1

魅力あふれる拠点の創造と 交通体系の確保

政策 1 機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成

施策1 賑わいと回遊性のある中心市街地づくり

施策2 文教ガーデンシティの創生

施策3 地域振興拠点の整備

施策4 公共施設の最適化と機能強化

政策 2 まちの骨格となる総合的な交通環境の創出

施策1 交流を支える道路ネットワークの整備

施策 2 持続可能な公共交通網の実現



政策

機能的で魅力ある コンパクトタウンの形成

施策

賑わいと回遊性のある中心市街地づくり

目指す姿

修善寺駅から徒歩圏内に誰もが快適に利用できる都市機能が整い、買い物客や観光客がたびたび訪れてみたくなるような、歩いて楽しい魅力的な街並みが形成されているとともに、たくさんの人たちが行き交い、交流を深める場として、活気と賑わいのある中心市街地となっています。



取組の方向

- (1) 修善寺駅周辺がかつての賑わいを取り戻し、本市の玄関口、また、中心市街地として、市民や来訪者の交流を創出する本市の中心的な拠点となるよう、個性的なショップの誘致や歩いて楽しい街並みの形成など、人々が集まる魅力的な街かどの創生に、行政・市民・地域・企業等が一体となって取り組みます。
- (2) 誰もが安全・安心・快適に回遊できる歩行環境の整備を推進するとともに、 市民の交流・憩いの場の創出や本市の玄関口にふさわしい良好な景観の 形成など、歩いて楽しい魅力ある拠点づくりを進めます。
- (3) 中心市街地を賑わいと魅力ある快適な住空間とするため、都市機能の集積 や充実を図るとともに、公共公益施設等への移動円滑化に向けた施設整備 を行い、拠点性の向上を図ります。
- (4) 広域幹線道路の利用促進や主要幹線道路の整備促進など中心市街地周辺の交通円滑化・渋滞解消を進めるとともに、快適で利便性の高い交通ネットワークの主軸としての機能を強化します。

主要事業

No	主要事業	内容
1	魅力あふれる街かどの創生	・空き店舗等の有効活用の促進・各種創業支援策による個性的な商業地づくり・イベント等による拠点広場の活用促進・商業者、商店街、関係団体との連携強化
2	安全安心な歩行環境の整備と 魅力スポットの創造	・修善寺駅周辺の歩道・街路樹・案内表示の整備 ・交通安全施設の設置 ・市民の交流、憩いの場の整備
3	都市機能の充実と移動円滑化	・公共施設の再配置 ・周辺道路の歩道整備、バリアフリー化 ・通学路を中心とした歩行者の安全確保
4	安全で快適な道路空間の創生	・交通渋滞の緩和に向けた交差点の改良や道路の 拡幅整備・修善寺道路・天城北道路の整備、利用促進

戦能的で魅力ある コンパクトタウンの形成

施策 2 文教ガーデンシティの創生

目指す姿

緑豊かな環境の中に教育施設や保育施設が整備され、自然体験、語らい広場など、 地域との交流が活発な教育・文化の香りが漂う、防災機能を備えた質の高い優良な 田園住宅地が整備されています。また、それが本市のブランドや「ゆとりと潤いのあ る暮らし」を象徴するシンボルとなっています。

 指
 平成 26 年度
 平成 32 年度

 魅力ある新中学校の建設
 現状値
 日標値
 開校

取組の方向

- (1)「伊豆市型コンパクトタウン&ネットワーク構想」の主要事業として、再編中学校の新設を核に、こども園や公園等を一体的に整備することで、緑あふれる魅力ある教育環境を創出するとともに、近隣エリアに自然と文化が調和した潤いのある住宅地を創造する「文教ガーデンシティ」の実現に取り組み、「心豊かな暮らし」の象徴となるような市街地の形成を進めます。
- (2) 静岡県が進める「内陸のフロンティアを拓く取組」等を活用し、防災・減災機能の強化と潤いやゆとりある暮らし空間の実現を両立させた地域づくりを進めます。
- (3) 地域との関わりの中で、確かな学力や豊かな人間性を育むことができるよう家庭・地域・学校・こども園等が一体となった特色ある子育て環境の実現に取り組みます。

主要事業

No	主要事業	内容			
1	魅力ある新中学校の建設	・学校再編計画に基づく再編中学校の開設 ・知・徳・体のバランス良い成長ができる教育環境 の整備 ・安心安全な通学環境の確保			
2	周辺環境と調和した市街地 の整備	・緑地の確保と公園整備 ・景観に配慮した潤いのある住環境の創出			
3	特色ある子育て環境づくり	・こども園の整備 ・地域交流室等の整備による多世代交流の促進 ・地域の独自性を生かした特色ある活動の促進			

戦能的で魅力ある コンパクトタウンの形成

施策 3 地域振興拠点の整備

目指す姿

土肥、天城湯ヶ島、中伊豆地区などの集落拠点に日常生活に欠かせない生活基盤の整備が進められ、若者やお年寄りなど、多世代の人たちが地域で元気に活躍しています。

指標	平成	26 年度	平	成 32 年度
地域振興拠点数	現状値	_	目標値	4エリア
「まちの居場所」整備数	現状値	_	目標値	6ヶ所
地域づくり協議会数	現状値	2 団体	目標値	8 団体

取組の方向

- (1) 地域の自然的・社会的特性を踏まえた拠点性の高いエリアへの拠点化の 促進を図り、地域振興拠点の形成を推進します。
- (2) 地域コミュニティが希薄化する中で、地域振興拠点へ身近な商業施設や交流施設等の日常生活機能を集約するとともに、交通結節機能の整備を行うことで、中心市街地や周辺集落とのネットワークを強化し、多世代交流の促進と地域の賑わいを創生します。
- (3) 公共施設の適正配置や地域振興拠点への機能集約を進めるとともに、未利用施設等の有効活用により、地域住民が気軽に利用できる交流や憩いの場の創出に取り組みます。
- (4) 天城北道路のインターチェンジ周辺には、その交通利便性を生かし、防災機能を併せ持つ、地域資源の発信の場や観光客の滞留の場などの地域振興に寄与する観光交流・商業集積機能の形成を推進します。
- (5) 各地域の魅力を高め、持続性あるまちづくりを進めるため、ふるさとへの 深い誇りと愛情を醸成しながら、地域独自のまちづくりを支援し、活動の 輪を広げます。

主要事業

No	主要事業	内 容		
1	地域振興拠点の整備	・拠点化の促進と拠点施設の整備・交通結節機能の整備・公共施設の再配置と有効活用		
2	交流と賑わいの創出	・多世代交流の促進と交流施設の整備 ・公園、広場の整備促進		
3	天城北道路インターチェンジ 周辺整備	・インターチェンジ周辺への企業誘致 ・内陸フロンティア推進区域における事業推進 ・商業集積機能や観光交流拠点の整備		
4	地域独自の特色あるまちづ くりの支援	・地域づくり協議会の活動支援		

戦能的で魅力ある コンパクトタウンの形成

施策

公共施設の最適化と機能強化

目指す姿

公共施設が、市民ニーズや行政需要に応じた量・質等に最適化され、地域振興拠点等への機能集約が図られているとともに、地域の実情に合わせた多目的かつ多機能な利活用が進められ、地域の賑わいや市民の活発な活動の拠点となっています。



取組の方向

- (1) 人口減少等による公共施設の利用需要の変化や、老朽化による維持・補修 経費の増加を踏まえ、施設の老朽度・重要度を考慮した上で、長寿命化と 質の向上を図るとともに、さまざまな角度から知恵と工夫、覚悟をもって、 施設の廃止や用途・機能の見直し、再配置、規模縮減を計画的に進め、次世 代の財政負担軽減に努めます。
- (2) 公共施設の適正配置や地域振興拠点等への機能集約を進めるとともに、未利用施設等の有効活用により、地域住民が気軽に利用できる交流や憩いの場の創出に取り組みます。
- (3) 社会教育・体育施設、観光施設等の利便性向上や避難地としての利用に向けた計画的な改修や整備を進めるとともに、民間委託や市民協働事業などによる効率的な管理運営を推進します。
- (4) 未利用財産の売却や利活用を推進するとともに、将来にわたり維持すべき 施設における借地の解消を進め、経常コストとなっている借地料の軽減を 図ります。

No	主要事業	内 容
1	公共施設の最適化	・公共施設総合管理計画の策定・公共施設の総量抑制と多機能化
2	公共施設の適正管理	・施設の長寿命化と安全対策の実施・計画的な施設の改修、整備・効率的な管理運営体制の構築
3	未利用財産の処分と借地の 解消	・未利用財産の売却や企業誘致等による利活用 ・借地購入等による借地料の軽減



政策

まちの骨格となる総合的な 交通環境の創出

施策

交流を支える道路ネットワークの整備

目指す姿

伊豆縦貫自動車道天城北道路や基幹道路等の整備により、人や物の流れが強化され、市民生活や観光をはじめとする産業活動が活発に展開されています。

船 平成 26 年度 平成 32 年度 道路・公共交通の整備に 現状値 48.1% 目標値 60.0% 対する住民満足度 修善寺駅周辺の歩行者空間 現状値 目標値 2ヶ所 整備数 修善寺道路の利用台数 現状値 350 万台 目標値 400 万台

取組の方向

- (1) 広域都市間や拠点間の連絡・連携の強化を図るため、それぞれの幹線道路 の役割や機能に応じた適切な整備と維持・管理を推進し、生活や交流、産 業を支える機能性・利便性の高い道路交通体系の実現を図ります。
- (2) 歩行者や自転車、自動車が安全に利用できるよう、歩行空間の確保に努めるなど、安全で快適な人にやさしい交通環境の整備を推進します。
- (3) 広域幹線道路の利用促進や主要幹線道路の整備促進など中心市街地周辺 の交通円滑化や渋滞の解消を進めるとともに、東京五輪の開催に向け、競 技会場へのアクセス道路等の基盤整備を促進します。

No	主要事業	内 容
1	市民生活と産業活動を支える幹線道路の整備促進	・伊豆縦貫自動車道天城北道路、国道、県道の整備 促進・修善寺道路及び伊豆中央道の無料化促進・伊豆縦貫自動車道(天城湯ヶ島~河津)の早期整 備促進
2	道路環境の向上と機能保全	・市内基幹道路の整備と生活道路の維持補修・橋梁の長寿命化と耐震化の推進・交通安全施設整備の推進
3	安全で快適な道路空間の創生	・交通渋滞の緩和に向けた交差点の改良や道路の拡幅整備・東京五輪開催に向けた選手や観客の円滑な移動に 資する基盤整備の促進

東策 2 まちの骨格となる総合的な 交通環境の創出

施策 2

持続可能な公共交通網の実現

目指す姿

総合的な交通体系の構築により、公共交通や自動車、自転車などのあらゆる交通 手段が相互に連携した、円滑で利便性が高く、安全で人にも環境にもやさしい、誰も が利用しやすい交通環境が確保されています。

指 標 平成 26 年度 平成 32 年度

自主運行バスの年間乗車人数 現状値 363,440 人 目標値 375,000 人

バス停やバス待ちスペースの 要備数 現状値 - 目標値 5 ケ所

取組の方向

- (1) 少子高齢化の進行に備え、公共交通機関の維持に努めるとともに、既存の 公共交通体系を見直し、住民ニーズや地域特性を踏まえた効率的かつ持続 可能な公共交通体系の構築を推進します。
- (2) 快適なバス待ち環境の整備と幅広い世代へのバス利用促進策を講じることにより、公共交通の利用促進を図ります。
- (3) 海上交通の玄関口である土肥港の安定利用や来訪者の交流、市民等の憩い の場としての活用に向けた港湾整備を推進し、玄関口としてふさわしい環 境整備を進めるとともに、海の県道223号線のPRと利用促進を図ります。

No	主要事業	内 容
1	効率的かつ持続可能な公共 交通体系の構築	・公共交通網形成計画の策定 ・地域特性に応じた交通ネットワークシステムの形成 ・地域振興拠点における交通結節機能の整備
2	公共交通の維持と利用促進	・不採算バス路線に対する支援 ・小中高生の通学費補助 ・高齢者バス利用助成などの公共交通利用促進策の推進 ・快適なバス待ち環境の整備 ・土肥フェリーターミナル周辺の環境整備

重点目標2

安全で心地よい生活環境の創出

政策 1 生涯健康の創造

施策1 健康づくりの推進

施策2 地域医療・救急体制の確保

施策3 支え合う福祉社会の実現

政策 2 心地よい環境づくり

施策1 都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出

施策2 豊かな自然環境の保全

施策3 魅力ある景観の形成

施策4 安心安全な生活環境の整備

施策5 地域防災・防犯体制の強化



政策

生涯健康の創造

施策

健康づくりの推進

目指す姿

市民一人ひとりが健康に関する正しい知識と習慣を身につけ、自発的に健康づく りに取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して心豊 かに元気に活躍できる社会が実現しています。

脂 標

平成 26 年度

平成 32 年度

お達者度

男性:17.13年 現状値 女性: 20.99年

(H24年度)

目標値

男性: 17.50年

女性: 21.50年

メタボ該当者割合

男性:108.3 現状値 女性:118.7

(H25年度)

目標値 100(基準値)以下

取組の方向

- (1) 各種健康診査などを通じた生活習慣病の発症予防とともに、合併症や症状の進展などの重症化予防対策を推進します。
- (2) 市民一人ひとりが自ら健康寿命の延伸に向けた取組ができるよう、健康づくりの充実を図ります。
- (3) 食べる喜び、話す楽しみを保つため、口腔機能の維持・向上を図るととも に、歯の喪失防止に向けたむし歯や歯周病等の歯科疾患対策を進めます。
- (4) 市民への周知啓発を図るなど、各種予防接種の推進及び感染症対策の充実を図ります。
- (5) 市民一人ひとりが「こころ」の健康づくりを意識し、悩み苦しむ人を孤立させず、家族・地域全体で支える環境の構築に努めます。
- (6) 市民の健康増進や交流の機会としての生涯スポーツ活動を推進します。

No	主要事業	内容			
1	生活習慣病(がん・糖尿病等)の 発症予防・重症化予防の推進	・特定健診・がん検診の受診率向上 ・保健指導・健康教育の実施 ・関係機関(医療機関、協会けんぽ、JA)等との連携・協力 ・食育・禁煙の推進			
2	高齢者の健康づくりの充実	・介護予防教室等の充実・高齢者の外出支援や生きがいづくりの促進・自主的な介護予防活動への支援及びボランティアの育成			
3	むし歯・歯周病予防と口腔 機能の維持向上	・乳幼児・小中学生のむし歯予防と成人期における 歯周病予防 ・思春期からの歯科口腔健診と高齢者の口腔ケア			
4	予防対策の推進	・子どもや高齢者等の予防接種の推進 ・感染症対策の推進			
5	こころの健康づくりの推進	・自殺予防に向けた普及啓発の推進 ・相談体制の整備			
6	生涯スポーツの推進	・市民ニーズに対応したスポーツ教室・スポーツ イベントの開催と参加促進・関係機関との連携・協力			

生涯健康の創造

地域医療・救急体制の確保

目指す姿

地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応し、症状や緊急性に応じた適切な医療サービスを受けることができています。

指 標 平成 26 年度 平成 32 年度
市内の医療機関数 現状値 22 目標値 現状維持

取組の方向

- (1) 医師の確保に向けた取組や医療機器整備を支援するとともに、国や県、医師会等と連携し、地域医療の強化を図ります。
- (2) 市民が日常的に身近な医療機関を通して疾病予防や健康相談などができるよう、かかりつけ医制度を推進します。

No	主要事業	内 容
1	救急医療体制の充実	・在宅当番医制の充実・夜間救急医療の診療機能向上
2	地域医療体制の強化	・医師確保と医療機器整備の支援・訪問診療や訪問看護の体制整備・在宅療養支援体制の整備
3	かかりつけ医制度の推進	・かかりつけ医制度の普及・啓発



生涯健康の創造

施策 **支え合う福祉社会の実現**

目指す姿

お互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立し安心 して充実した生活を送っています。

指標	平成	26 年度		平原	成 32 年度
高齢者への福祉サービスに 対する住民満足度	現状値	73.8%]	目標値	85. 0%
	現状値	565 人]	目標値	620 人
「まちの居場所」整備数	現状値	_		目標値	6ヶ所

取組の方向

- (1) 高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるよう、地域住民 や福祉関係者が連携協力し、地域の実情に応じた福祉活動が展開できる ネットワークの形成に努めます。
- (2) 身近な地域において地域の住民が自由に集まれる場所、くつろげる場所の 拡充を図り、交流により生きる意欲や絆が生まれ、助け合いへ発展する「ま ちの居場所」の整備を推進します。
- (3) 障がい者の社会的・経済的自立や社会参加を推進するため、就労支援や雇用の促進に努めます。
- (4) 気軽に相談できる窓口を提供するとともに、地域における見守りや助け合い活動を推進します。

No	主要事業	内 容
1	地域包括ケアシステムの 推進	・地域包括支援センターの機能強化・在宅医療と介護連携の推進・認知症施策の推進・社会福祉協議会の地域活動への支援の充実・地域や民間事業者等による見守り活動の推進
2	地域支援事業の推進	・生活支援サービスの充実 ・多世代交流の促進と交流施設の整備 ・元気な高齢者等が生活支援の担い手として活躍で きる体制の整備・強化
3	障がい者への支援体制の充実	・障がい者の在宅生活を支援するネットワークの構築 ・障がい者の就労支援
4	地域生活相談体制の充実	・気軽に相談できる環境の整備 ・各種相談窓口や関係機関との連携強化



政策 2 心地よい環境づくり

施策

都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出

目指す姿

地域の特性に合わせた最適な土地利用が進み、まちの魅力と活力が増す中、自然や周辺環境と調和した、安全で快適な居住環境が確保されています。

指標	平成 26	6年度	平瓦	戈 32 年度
駅周辺への住宅立地増加件数	現状値	_	標値	20 件
空き地活用による身近な公園 広場の整備数	現状値	_	標値	2件
景観重点地区数	現状値	_	標値	4 地区
移住件数	現状値	_	標値	25 件

取組の方向

- (1) 市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画を大きく 見直すとともに、中心市街地・地域振興拠点への都市機能・日常生活機能 の集約化や歩いて楽しい拠点の形成、また、それらを結ぶ総合交通体系の 強化など、誰もが住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと心豊かに暮ら し続けられるよう、本市独自の都市形態である「伊豆市型コンパクトタウ ン&ネットワーク」の構築に取り組みます。
- (2) 豊かな自然や周辺環境と調和し、地域の景観資源を生かしたまちづくりを進めるとともに、本市の魅力の向上や心地よい居住環境の創出に努め、移住・定住を促進します。
- (3) 空き家・空き店舗・空き地等を地域資源として捉え、積極的に有効活用することで、移住・定住の促進や創業支援、雇用創出に結びつけ、まちの賑わいづくりや良好な住環境整備を推進します。

No	主要事業	内 容
1	都市計画の見直し	・田方広域都市計画区域からの分離と区域区分見直し ・市全域への都市計画区域の拡大
2	心地よい居住環境の創出	・良好な居住環境づくりに向けた計画的かつ健全な 土地利用の誘導 ・水やみどりを生かした広場や緑地等の機能的配置 ・景観形成への取組
3	移住・定住の促進	・移住受入に向けたワンストップ対応窓口の充実・ 強化 ・住宅取得補助や家賃補助等の若者定住促進 ・空き家・空き店舗を活用した定住・創業支援 ・国の「移住・交流情報ガーデン」や県の「移住相 談センター」との連携による情報発信の強化

政策 2 心地よい環境づくり

^{施策} 豊かな自然環境の保全

目指す姿

森林や里山の保全や水資源の確保など、市民が身近に自然と親しめる良好な水と 緑の環境が創出され、自然との共生という価値観を共有しながら、自然がより豊か なものになっています。



取組の方向

- (1) 富士箱根伊豆国立公園をはじめとする山並に広がる森林等を自然環境保 全ゾーンとして位置づけ、水源涵養や災害防止機能の維持、生活環境保全 等の機能を有する重要な自然資源として保全します。
- (2) 集落地周辺の田畑や中山間地に見られるワサビ田などの優良農地や集落 地の背後に広がる里山等を適切に維持・管理し、地域性を生かした農業生 産の場・観光交流の場として、保全・活用します。
- (3) 狩野川や山川などの豊かな水の流れの確保と森林の保水力を維持するとともに、市民に親しまれる水辺環境の形成を図ります。また、日本一のワサビを育む清らかな水の価値を見つめ直し、保全と利活用を進めます。
- (4) 駿河湾に面する海岸線の保全と海辺の自然に親しむことができる環境の形成を図ります。

No	主要事業	内 容
1	森林・里山整備の推進	・集約化プランによる効率的な森林整備の推進 ・竹林の皆伐・間伐費用の助成 ・景観計画・景観条例による斜面緑地の保全 ・特定用途制限地域による田園環境の保全
2	有害鳥獣対策の推進	・捕獲と防護両面からの対策実施 ・イズシカ問屋(食肉加工センター)の活用促進
3	自然環境の保全啓発活動の 推進	・昭和の森会館(天城ビジターセンター)を核とした保全普及活動・遊歩道や散策道等の整備・ボランティアガイドの育成
4	快適な水辺環境の整備	・河川機能の保全 ・水質の保全と海岸美化の推進 ・水辺に親しめる空間の創出

2 心地よい環境づくり

施策 3 魅力ある景観の形成

目指す姿

豊かな自然や歴史・文化など人々の営みを背景とした本市ならではの景観づくりが、市民・事業者・行政一体となって取り組まれ、地域の個性や魅力が増進しています。

指標	平成 26	6年度	平成	え32 年度
景観重点地区数	現状値	_	→ 目標値	4地区
特定空き家への対応件数	現状値	_	· 目標値	3件

取組の方向

- (1) 本市の陸と海の玄関口である修善寺駅や狩野川公園周辺、土肥港周辺については、観光地の玄関口としてふさわしい良好な景観の創出を図ります。
- (2) 修善寺温泉場をはじめとする温泉地については、周辺の自然や歴史・文化 資源が一体となった情緒あふれる温泉観光地としての街並み景観の形成 に向けた取組を進めます。
- (3) 天城山系や達磨山山系をはじめとした山並み、狩野川等の河川、駿河湾を望む海岸線などの豊かな自然資源を生かした景観の保全を図るとともに、自然や周辺環境と調和した快適で落ち着きと味わいのある居住環境の創出を推進します。
- (4) 本市の豊かな歴史・文化資源の維持を図るとともに、地域の個性を示す歴史文化景観・観光資源として活用を図りながら、次代へ継承していきます。
- (5) 空き家・空き地の所有者等に適正な管理を促すとともに、倒壊の危険性や 景観を著しく損ねる廃屋への除去等を進め、それによって生じた空き地を 公園、広場、防災拠点等として整備するなど、良好な景観の形成や防災力の 向上を図ります。
- (6) 遊休農地や公共花壇等を活用した花による統一的な景観づくりを進める とともに、市民参画による花いっぱい運動を通じて、ふるさとへの誇りや 愛着を育みます。

No	主要事業	内 容
1	景観整備方針の策定	・景観計画・景観条例の制定
2	景観形成の推進	・景観重点地区における良好な景観の創出 ・建築物の色彩や高さ等の規制誘導 ・景観樹木、構造物等の保全推進 ・眺望スポットの保全・整備
3	特定空き家対策の推進	・特定空き家に関する実態調査 ・特定空き家の適正管理と解体支援
4	花いっぱい運動の推進	・街道沿い等の花による景観形成

2 心地よい環境づくり

施策 安心安全な生活環境の整備

目指す姿

再生可能エネルギーの活用など地球温暖化対策に取り組む一方、ごみの減量化や リサイクルにより資源が有効に利用される環境保全が図られています。また、安定 した水道水が供給され、下水道が適切に処理されるなど、快適な生活環境が整備さ れています。

指標	平	成 26 年度		平成 32 年度
1人1日あたりのご	み排出量現状値	ī 954 g	目標値	值 940 g
	現状値	ī 70.6%	目標値	直 76.3%

取組の方向

- (1) 最新の技術動向を考慮した安定的・効率的なごみ処理施設の整備を推進するとともに、市民・事業者・行政が連携し循環型社会の形成を進めます。
- (2) 美しいまちの維持に向けて、不法投棄やごみのポイ捨て防止など、市内の環境美化に努めるとともに、環境美化に対する意識の高揚を図ります。
- (3) 地球温暖化対策を推進します。
- (4) 安全性・持続性を高め、環境にも貢献するよう水道施設のレベルアップに 努めるとともに、下水道施設の適切な維持・管理及び下水道への接続を促 進します。

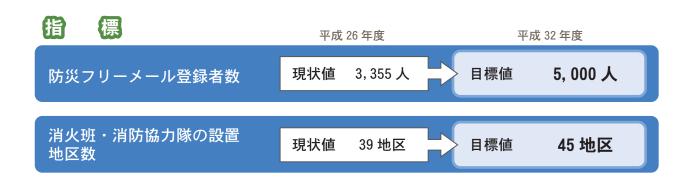
No	主要事業	内 容				
1	ごみ処理の推進	・新ごみ焼却施設の整備促進 ・新リサイクルセンターの整備促進 ・最終処分の方向性検討				
2	不法投棄の防止	・監視カメラの設置 ・警察との連携による取締りの強化				
3	地球温暖化対策の推進	・再生可能エネルギーの利活用の推進 ・温室効果ガス排出量の削減				
4	水道施設の整備と効率的経営	・安定給水の確保 ・水道施設の省エネルギー化への取組 ・経営基盤の強化や民間委託等による経営の効率化				
(5)	下水道の整備と効率的運営	・計画区域の見直しと未整備地区の解消・下水道の適正かつ計画的な管理・整備・経営基盤の強化に向けた公営企業化の推進・下水道接続の促進				

2 心地よい環境づくり

施策 地域防災・防犯体制の強化

目指す姿

消防をはじめ、防犯、交通安全といった日常生活における安全が確保されています。また、日頃から災害発生に対する備えが十分にとられ、まち全体あるいは地域で 災害に備える体制づくりができています。



取組の方向

- (1) 津波対策や土砂災害対策など、災害に強いまちづくりを推進するととも に、災害発生時に迅速かつ正確な情報を市民等に提供できるよう I C T 等 を効果的に利活用した情報伝達手段の確立を図ります。
- (2) 地域防災の要となる消防団員の充実を図るとともに、自主防災組織の体制を確立し、地域の防災力向上に努めます。
- (3) 交通事故や犯罪の少ない安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。
- (4) 悪質商法等から身を守る消費者教育や啓発に努め、トラブルの未然防止に向けた情報提供を行います。

主要事業

	文艺术					
No	主要事業	内 容				
1	災害に強いまちづくりの推進	・公共施設やライフライン等の耐震化・防災化の推進 ・避難路の確認と整備 ・防災拠点等への公衆無線LANの整備 ・災害情報共有のためのLアラート*整備やコミュ ニティFMの活用				
2	津波対策の推進	・津波防災地域づくり推進計画の策定と事業推進・津波災害警戒区域(特別警戒区域)の指定・景観に配慮した防潮堤、陸閘等の整備推進				
3	消防体制の強化	・消防団員(女性団員含む)の加入促進・消防団の再編成・地域の消火活動団体の育成と支援				
4	地域防災体制の強化	・広域避難所・避難場所の見直しと防災施設・資機材の整備・地区防災計画の策定促進・自主防災組織の確立と強化・避難行動要支援者避難支援計画の策定				
(5)	交通安全の推進	・「思いやり横断日本一」をスローガンとした交通 マナーと交通安全意識の向上・交通安全団体との連携強化・交通安全施設整備の推進				
6	地域防犯対策の推進	・犯罪未然防止意識の啓発 ・地域の防犯体制の確立と強化 ・防犯パトロールの強化				
7	消費者対策の推進	・消費生活講座の実施などによる消費者教育や啓発 の推進 ・相談体制の充実				

※Lアラート

災害時に関する情報を住民一人ひとりに迅速かつ正確に伝えることを目的とした災害情報共有 システム



重点目標3

産業力の強化

政策 1 観光交流を中心とした地域産業の振興

施策1 地域資源を活用した戦略的観光事業の推進

施策2 産業力の底上げと人材の育成・確保

政策 2 企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化

施策 1 市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致

施策2 農業生産法人の誘致と6次産業化の推進

施策3 就業支援の充実

政策 3 起業支援

施策1 起業支援体制の充実

施策2 空き店舗等の活用



政策

観光交流を中心とした 地域産業の振興

施策

地域資源を活用した戦略的観光事業の推進

目指す姿

自然・歴史・文化などを生かした観光資源の価値がさらに高まり、市民も自らの 地域に誇りを持つことで、市内外から多くの方々が訪れ、楽しんでもらえる魅力あ る観光と交流が創出されています。



取組の方向

- (1) 風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市をめざし、本市が誇る歴史、 街並み景観、文化、スポーツ等の地域資源を活用し、その魅力を高め、交流 人口の増加や定住につながる戦略的な観光事業を推進します。
- (2) 自然・スポーツ・ジオパーク等のさまざまな地域資源を組み合わせた観光の一体的なブランドづくりを推進するため、効果的なプロモーションやマーケティング、戦略策定等を行う推進組織の構築を進めます。
- (3) 東京五輪開催に向け、アクセス道路・サイン看板等の基盤整備や受け入れ 体制の構築など、大会成功に向けた取組を推進するとともに、本市の魅力 を世界に発信する絶好のチャンスを逃すことなく、外国人観光客の誘致や スポーツ・文化を通じた交流の促進に繋げます。
- (4) 官民協働により設立された美しい伊豆創造センターを中心に、伊豆半島全体の長期的構想である「伊豆半島グランドデザイン」の基本理念である「世界から称賛され続ける美しい半島 伊豆」の実現に向け、伊豆半島全域での「交流産業クラスターの創出と再生」や「ネットワーク型交通・都市基盤の構築」などを重点戦略とした伊豆観光の再生を図ります。

主要事業

No	主要事業	内容
1	着地型観光の促進	・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどの体験型観光の振興 ・魅力プロジェクトをはじめとするスポーツツーリズムの推進 ・東京五輪の競技開催市というブランドを生かした サイクルメッカ(自転車のまち)の推進
2	観光地域づくり推進組織の 構築	・伊豆市版DMO*の設立及び戦略的な観光事業の 推進
3	東京五輪開催を見据えた 外国人観光客誘致の推進	・クレジットカード決済や免税店登録、ICカード相互利用等の整備促進 ・公衆無線LANや多言語観光案内板の整備促進 ・外国人観光客使用ツール(パンフレット、コースモデル等)の制作 ・効果的な情報発信とプロモーションの促進
4	半島全域で取り組む伊豆 観光の再生	・伊豆半島ジオパークの推進 ・東京五輪開催に向けた広域での誘客対策の実施 ・サイクルツーリズムの推進

%DMO

Destination Marketing/Management Organizationの略で、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランド作り、情報発信、プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織

観光交流を中心とした地域産業の振興

施策 2 産業力の底上げと人材の育成・確保

目指す姿

観光業を軸に農林水産業、商工業、サービス業等の連携による商品開発や付加価値を向上させるブランド化の取組などにより産業力が高まり、そうした活動に対応した人材の育成・確保が促進されています。

指標	平成	平成 26 年度			平成 32 年度		
観光客消費額	現状値	15,802 円	}	目標値	16, 800 円		
市内新規就農者数	現状値	_		目標値	5人		
市内新規林業就業者数	現状値	_	}	目標値	8人		

取組の方向

- (1) 本市の基幹産業を観光業と捉え、農林水産業、商工業、サービス業等すべての産業との連携を図るとともに、市内経済団体や金融機関等のヒト・モノ・カネ・情報を結集した組織の設立により、稼ぐ力の向上と産業力の強化を進めます。
- (2) 市内で生産される農林水産物や加工品などの商品価値を高め、地産地消の促進や販路拡大を推進するとともに、将来的な経営の安定化と従事者の育成・確保に努めます。
- (3) 豊富な森林資源を有効活用するため、林業事業体への支援や高性能林業機械の導入等を促進するとともに、林業の成長産業化や地場産木材の需要拡大に向け、インターチェンジ周辺への木材流通施設の整備や公共施設等での積極的な木材利用を図ります。
- (4) 高齢化の進展等に対応するため、地域産業を支える人材や担い手の育成・ 確保に努めます。

No	主要事業	内 容
1	産業競争力の強化	・(仮称)産業力強化会議による産業間連携の促進 と競争力・ブランド力の増強・農林水産業の競争力強化と成長産業化・販路拡大事業の推進・内陸フロンティア推進区域における事業推進
2	地域産業を担う人材の育成 ・確保	・経営力の向上支援・担い手への農地利用集積の強化・地区営農組織等の育成支援・地域おこし協力隊の活用・創業支援・就業支援策の充実



政策 2 企業誘致や雇用創出に向けた 取組の強化

施策

市有施設の転用や インターチェンジ周辺等への企業誘致

目指す姿

伊豆半島の交通の要衝としての役割を高めており、インターチェンジ周辺等への 企業立地が進み、既存企業の強化と合わせ、雇用・就業機会の確保につながってい ます。





平成 26 年度

平成 32 年度

企業誘致件数

現状値

目標値

3件

取組の方向

- (1) 天城北道路の整備延伸による伊豆半島の交通の要衝としての立地優位性を生かし、本市の環境に合致するような企業誘致と既存企業の留置を進めます。
- (2) 未活用の市有施設を企業誘致のツールとして、施設の状況に応じた企業とのマッチングを進めます。

No	主要事業	内 容
1	企業誘致・留置の推進	・迅速に対応できる企業誘致推進体制の整備・企業誘致支援制度の充実・未利用公共施設の貸借や売却の促進・市内企業・事業者の経営基盤強化と事業展開支援の推進・企業間連携や交流の促進

企業誘致や雇用創出に向けた 取組の強化

施策 2 農業生産法人の誘致と6次産業化の推進

目指す姿

競争力の高い経営体である農業生産法人をはじめ、中核的農業者等が育成・確保され、農林水産品が安定的に供給されるとともに、他産業と連携した高付加価値化に向けた取組が進んでいます。

指標	平成 26 年度	平成 32 年度
農業生産法人の参入数	現状値 一	目標値 5件
耕作放棄地面積	現状値 205ha	目標値 195ha

取組の方向

- (1) 市内集落営農組織の法人化や法人の農業参入を促し、積極的な農業経営が行われるよう支援します。
- (2) 農地中間管理事業を活用し、後継者のいない農地を集落営農組織や農業生産法人等に貸付けるとともに、耕作放棄地の解消に努めます。
- (3) 農林水産業者と各経済団体や異業種との連携を図り、地域ぐるみで6次産業化を支援し、商品開発・地域ブランド化・高付加価値化を推進します。

No	主要事業	内 容
1	中核的農業者の育成	・集落営農組織の法人化支援・農業生産法人の誘致・内陸フロンティア推進区域における事業推進・農地中間管理事業の推進・耕作放棄地の解消と有効活用の推進
2	6 次産業化による「食」 ブランド化の推進	・6次産業化等による高付加価値商品づくりの推進 ・特別栽培米の推進 ・百貨店の催事出展などによる販路拡大事業の推進 ・地域資源の掘り起こしによる「ふるさと名物」の開発

政策

企業誘致や雇用創出に向けた 取組の強化

施策 3 就業支援の充実

目指す姿

就業を希望する人が、それぞれの知識や技能を生かし、多様な働き方が選択できるなど、働きやすい環境の中で就労しています。

指標	平成 26	6年度	平成:	32 年度
Ⅰ ターン就職者数 	現状値	_	標値	20 人
就職面接会での内定者数	現状値	_	標値	100人

取組の方向

- (1) 市やハローワーク、NPO等がそれぞれの強みを生かして、U・I ターン促進策 や集団合同就職面接会の開催などにより、就労機会の提供や雇用のミスマッ チ解消を図り、市内事業者の人材確保と市民の所得向上に努めます。
- (2) ICT を活用したサテライトオフィス(遠隔勤務)やテレワーク(在宅勤務) 等を提案し、空き家・空き店舗を活用したU・I ターンを促進します。
- (3) 女性や高齢者等の就労支援の強化や市内企業の人材確保など、さまざまな 取組を一体的に実施し、雇用との需給バランスの適正化を図るとともに、 若い世代が安心して働き、快適に居住できる生活環境を整備することによ り、経済の好循環化を図ります。

No	主要事業	内 容
1	就労機会の拡充	・合同就職面接会や企業見学会等の開催・就業相談体制の強化・関係機関と連携した職業能力開発や資格取得の促進
2	U・I ターンの促進	・市内企業等の情報発信強化 ・空き家・空き店舗を活用したサテライトオフィス・ テレワーク等の誘致 ・県の「静岡U・Iターン就職サポートセンター」 との連携と情報発信の強化



政策 3 起業支援

施策

起業支援体制の充実

目指す姿

性別や年齢などに関係なく、やる気のある人が新しい事業にチャレンジすること を応援する気風が定着しています。

韻



平成 26 年度

平成 32 年度

新規創業者(起業者)数

現状値

目標値

15 件

基本

取組の方向

- (1) 市内の経済団体や金融機関等の横断的・一元的な組織による資金援助を 含めた起業支援及び起業後のフォローを継続します。
- (2) 中心市街地を中心に個性的で魅力ある店舗等の創業を支援し、賑わいのある歩いて楽しい商業地の形成を図ります。

No	主要事業	内 容
1	新事業創出の支援	・起業・創業相談窓口の充実 ・経営・財務・マーケティング戦略などの知識を 養うセミナー等の実施 ・包括的な創業支援策の実施

政策 3 起業支援

施策 2 空き店舗等の活用

目指す姿

空き店舗の活用による個性的で魅力あるショップ等の出店により、市民生活を支えている地域の商店街の活気と賑わいが再生され、たくさんの人たちが行き交い、 交流を深める場となっています。

 指
 平成 26 年度
 平成 32 年度

 空き店舗解消数
 現状値
 日標値
 3 件

取組の方向

- (1) 空き地・空き家対策を含めた情報の一元化を行い、施設の利活用を多面的 に検討し、移住促進・創業支援・雇用創出に結び付けます。
- (2) 空き店舗や空き家等への個性的なショップの誘致や創業支援のほか、市民 グループの共同出店・チャレンジショップ・シェアハウス・地域のコミュ ニティサロンなどとして多様な活用を図り、まちの賑わいを生み出します。
- (3) ICT を活用したサテライトオフィス (遠隔勤務) やテレワーク (在宅勤務) 等を提案し、空き家・空き店舗を活用したU・I ターンを促進します。

No	主要事業	内 容
1	空き店舗の活用促進	・空き家・空き店舗等の把握と情報一元化 ・創業者に向けた家賃補助やリフォーム補助等の支援 ・空き店舗等を活用したサテライトオフィス・テレ ワーク等の誘致
2	交流と賑わいの創出	・多世代交流の促進と交流施設の整備

重点目標4

まちへの誇りの醸成とブランドカの向上

政策 1 個性的な市民文化・都市文化の創造

施策1 地域づくり協議会制度の推進

施策2 歴史・文化資源の保存、継承、活用

施策3 地域で活躍する人材や活動団体の育成

政策 2 まちの個性づくりと情報発信

施策1 まちのブランド化の推進

施策2 戦略的なシティプロモーション



政策

個性的な市民文化・都市文化の創造

施策

地域づくり協議会制度の推進

目指す姿

各地域において地域づくり協議会が発足し、地域住民が主体となって創意工夫を 重ねながら、地域活性化や課題解決に向けた取組が活発に行われる中で、「人と人と のつながり」や「地域の絆」、「地域への愛着」が育まれています。

 指
 平成 26 年度
 平成 32 年度

 地域づくり協議会数
 現状値 2 団体
 目標値 8 団体

 地域への愛着度
 現状値 50.1%
 目標値 65.0%

取組の方向

- (1) 地域の資源や特性を生かした魅力ある地域づくりを実践するため、地域が 一体となったまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティの醸成や 地域の絆づくりを図ります。
- (2) 活力ある地域づくり活動が将来にわたって続くよう、地域づくり協議会のコーディネート機能や事務局機能の強化、人的・経営的基盤の整備を支援します。

No	主要事業	内 容
1	安心安全を支える絆づくり の推進	・コミュニティ活動への支援 ・多世代交流の促進と交流施設や広場等の整備
2	地域づくり協議会制度の推進	・地域づくり協議会設立支援 ・地域づくり計画の策定支援 ・特色ある地域づくり活動の支援・促進

西性的な市民文化・ 都市文化の創造

施策 2 歴史・文化資源の保存、継承、活用

目指す姿

豊かな自然や景観、歴史、文化が市民の手によって育まれ、受け継がれるとともに、市民の文化活動が活発に展開され、本市の顔となる魅力的な文化が創造・発信されています。また、それらが、かけがえのない財産として市民に共有され、故郷を愛する心や地域への愛着につながっています。

指 標 平成 26 年度 平成 32 年度

無形民俗文化財団体数

現状値 9件

目標値

現状維持

取組の方向

- (1) 本市の歴史文化的資源や伝統文化を次代に継承していくため、伝統文化に 身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の支援のほか、市 民の学習意欲や愛護意識を啓発するための活動を推進します。
- (2) 市民が文化・芸術に親しむ機会を提供し、豊かな心や感性、創造性などを育むとともに、市民による文化・芸術活動を促進します。
- (3) 郷土資料や地域文化をはじめとする蔵書や講座の充実を図るとともに、市民ニーズに対応した図書館づくりを進めます。

No	主要事業	内 容
1	歴史的地域資源の保存と活用	・市所蔵美術品の公開と美術館建設に向けた計画策定・文化財の保存とまちづくりへの活用・無形民俗文化財の伝承支援・歴史的地域資源の観光への活用
2	文化芸術に接する機会の創出	・文化芸術に気軽に接し参加する機会の提供 ・自主的な文化芸術活動の支援
3	地域に根ざした図書館づくり	・図書館の運営や配置の見直し ・郷土資料をはじめとする蔵書の充実 ・図書館講座の拡充

個性的な市民文化・ 政策 都市文化の創造

地域で活躍する人材や活動団体の育成

目指す姿

市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体による連携したまちづくり活動や 市政への積極的な参画によって、市民が主体となったまちづくりが実践されていま す。

指標	平成	26 年度		平月	成 32 年度
未来塾の参加者総数	現状値	93 人		→ 目標値	170 人
若者交流施設(9izu)の年間 利用人数	現状値	2,209人]	→ 目標値	3,000 人

取組の方向

- 活力ある地域づくり活動が将来にわたって続くよう、「伊豆市未来塾」など により地域活動を担う人材の育成に取り組みます。
- (2) それぞれの特性を生かした活動が互いに結びつき、相乗効果が発揮される よう、市民・地域活動団体・NPO・事業所・行政などのさまざまなまち づくり活動団体の連携・協力を促進します。
- (3) 青少年が社会の中で責任や役割を自覚し、積極的に社会参加することを促 すため、青少年自らが企画するイベントや活動発表を行う機会や場の提供 を関係団体や企業、NPO等との連携により行います。

No	主要事業	内容
1	地域で活躍する人材の育成	・まちづくりの担い手育成に向けた伊豆市未来塾の開催・未来塾卒業生等の活動支援・青少年の自主的活動の創出促進・多様な生涯学習機会の提供
2	まちづくり活動団体等の連 携・協力の促進	・団体等の交流・連携の場となる「9izu」の運営 ・活動団体のネットワーク化の推進と連携強化



政策

まちの個性づくりと 情報発信

施策

まちのブランド化の推進

目指す姿

豊かな自然や温泉、歴史文化、食などの地域資源が生かされ、他の自治体とは異なる本市の魅力や価値、知名度や好感度が高まり、多くの人々が行き交う活気と賑わいのあるまちが形成されるとともに、市民の郷土に対する愛着や関心が高まっています。

指



平成 26 年度

平成 32 年度

観光交流客数

現状値 342 万人

目標値 450 万人

ミシュラン・グリーンガイド・ ジャポン認定数

現状値 3ヶ所



目標値 5ヶ所

取組の方向

- (1) 本市が誇る豊かな自然や温泉、日本一のフサビを育む清らかな水、先人たちが育んできた歴史・文化、街並み景観、多様なスポーツ施設等の地域資源を活用し、その個性を磨くとともに、伊豆半島の東西と南北の軸が交わる交通利便性を生かした風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市としての魅力やブランド力の向上に努め、定住人口や観光客の増加に結びつけます。
- (2) 国内有数のブランド力を誇るワサビ・シイタケをはじめとする農林水産物や加工品などの商品価値をさらに高めるとともに、農商工連携による新商品の開発や直売市場・農家レストランなどの6次産業化への支援などにより、「農」と「食」の魅力向上と農林水産業のブランド力を創生します。

No	主要事業	内 容
1	地域ブランド化の推進	・温泉や自然、歴史文化資源、街並み景観、地域の特産品などを結びつけた地域イメージの向上 ・東京五輪の競技開催市というブランドを生かした サイクルメッカ(自転車のまち)の推進
2	「農」と「食」のブランドカ 創生	・6次産業化等による高付加価値商品づくりの推進・地域資源の掘り起こしによる「ふるさと名物」の開発

政策 2 まちの個性づくりと情報発信

施策 2 戦略的なシティプロモーション

目指す姿

多様な情報通信技術等を活用し、本市の魅力が市内外へ発信されることで、市民の郷土に対する誇りや愛着が育まれるとともに、好感や信頼を獲得し、多くの人々が行き交う活気と賑わいのあるまちが実現しています。

船 標 平成 26 年度 平成 32 年度 市ホームページへのアクセス数 現状値 500 万件 347 万件 目標値 外国人宿泊客数 現状値 12,700 人 目標値 112,700人 5.000件 37 件 ふるさと納税の件数及び金額 現状値 目標値 325 万円 2 億円

取組の方向

- (1) ホームページや広報誌、SNS、コミュニティFMなど、それぞれの特徴を 生かした効果的で戦略的な情報発信を市内外に幅広く発信するとともに、 さまざまな機関と連携し、情報の一元化を図ります。
- (2) 農村集落の街並みや棚田などの「農の景観」、山並みや海、川などの「自然景観」、情緒ある温泉街や民俗芸能、住民の地域づくり活動などの「文化的景観」の修景や活動を支援するとともに、フィルムコミッションやイベント誘致などにより、その魅力を発信します。
- (3) 増加する訪日外国人や東京五輪の開催に向けて、アジアを中心とした海外プロモーションを積極的に行い、外国人観光客誘致を推進します。
- (4) 本市の魅力や特産品等をPRするため、都内にアンテナショップを開設するとともに、マーケティング調査結果等を商品開発につなげます。

No	主要事業	内容
1	シティセールスの強化	・多様な情報通信技術を活用した市内外への情報発信 ・マスコミや映像作品等を活用したイメージアップ ・海外プロモーションの推進 ・アンテナショップの開設

重点目標5

少子化対策と 次代を担う人材の育成

政策1 子育て支援の充実

施策1 結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援

施策2 子育て環境の充実

政策 2 教育環境の充実

施策1 よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進

施策2 小中連携教育の推進

施策3 家庭や地域の教育力向上と連携強化



政策

子育て支援の充実

施策

結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援

目指す姿

子どもたちが心身ともに健やかに育つとともに、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを感じながら、親と子が共に成長することができる環境が実現しています。





平成 26 年度

平成 32 年度

合計特殊出生率

現状値

1.25

目標値

1.69

取組の方向

- (1) 若い世代が結婚や家庭を持つことへの夢を抱き、その夢を叶えることができるよう、地域が一体となって、その幸福感や喜びを伝えるとともに、関係機関等と連携した支援により、結婚機運の醸成を図ります。
- (2) 若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、妊娠・出産に関する不安や育児の不安・負担を軽減するための支援を充実し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

No	主要事業	内 容
1	結婚の希望をかなえる環境 づくり	・結婚相談体制の充実 ・出会いの場、ふれあいイベント等の提供
2	妊娠・出産への切れ目のな い支援	・不妊治療費助成の充実など妊娠を望む夫婦への支援・妊婦健康診査や妊産婦医療費助成の充実・妊娠期からのワンストップ相談支援を行う子育て包括支援センターの整備・新生児訪問等を通じた「顔が見える」ネットワークの構築・マタニティマークの啓発

政策 子育て支援の充実

施策 2 子育で環境の充実

目指す姿

高齢者をはじめとする地域の人たちの体験を生かし、地域社会が一体となって、 子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを産み育て、 子どもがいきいきと子どもらしく育っています。



取組の方向

- (1) 子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の育児不安の解消など、地域における子育て支援の活動の輪を広げます。
- (2) 仕事や子育ての両立支援やさまざまな保育ニーズに対応するため、こども 園の充実など、小学校就学前の子どもに質の高い教育と保育を一体的に提 供します。
- (3) こども園や保育園と小学校の滑らかな「生活の接続」と「学びの接続」に向け、環境が変わっても子どもが本来持っている能力を伸ばすことができるよう、互いを理解し見通しを持った保育・教育を進めます。
- (4) 子どもの健康づくりを支援するため、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減や健康診査等の支援策の充実を図ります。

No	主要事業	内 容
1	地域全体で子育てを支える 環境づくり	・子育て支援拠点の整備・多世代交流の促進と交流施設の整備・子育て相談・情報提供等の充実
2	仕事と子育ての両立支援の 充実	・こども園の整備促進 ・子育て支援策・子育て支援サービスの充実 ・子育てニーズと施設利用を適切に結びつける保育 コンシェルジュの設置 ・休日・夜間保育の実施と病児・病後児保育、一時 預かり等の充実 ・放課後児童クラブの充実
3	子どもの健やかな成長支援	・幼児教育と学校教育の連携強化 ・児童発達支援センターの設置による療育支援の強化 ・こども医療費助成制度の充実 ・健康診査・栄養指導の充実



政策 教育環境の充実

施策

よりよい教育環境の創出と コミュニティスクールの推進

目指す姿

地域の教育力や教育資源を活用した教育活動など、地域との協働・連携が活発な 特色ある学校運営が行われ、児童生徒がいきいきと充実した学校生活を送っていま す。



取組の方向

- (1) 児童生徒のよりよい教育環境づくりをめざし、学校再編計画に基づく小中学校の再編成を進めるとともに、児童生徒の安全確保と地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、校舎・体育館等の改修整備を進めます。
- (2) 児童生徒が、基礎的・基本的な学習内容や、実生活の中で知識や技能を活用する力を身につけられるよう「わかる授業」を推進するとともに、将来の夢や希望を育み、自ら課題を見つけ、よりよく解決する資質や能力を育成します。
- (3) 児童生徒がさまざまな体験活動を通じて、自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心やボランティアなどの社会に貢献する態度を養う ための取組を推進します。
- (4) 生涯にわたり健康に生活するための体力を身に着けられるよう、体力の向上を図るとともに、望ましい食習慣を育成し、健やかな体づくりを推進します。
- (5) 児童生徒の一人ひとりの教育ニーズに適切に対応するため、特別な教育的 支援を要する児童生徒に対する指導の充実を図ります。
- (6) 各学校が、特色ある学校づくりを推進するため、家庭や地域、企業等と連携・協力した「伊豆市型のコミュニティスクール」を推進し、豊かな心や郷土への愛情を育みます。

No	主要事業	内 容
1	魅力ある教育環境の実現	・学校再編計画の推進 ・学校施設の改修整備の促進
2	確かな学力の定着	・わかる授業の展開とICT化の推進 ・小中連携教育の推進 ・「ふるさと教育」・「国際理解教育」を柱とした 学校活動の推進 ・社会体験学習や地域の教育力を生かした教育の推進 ・情報活用能力や情報モラル、コミュニケーション 能力を高める学習の充実
3	豊かな人間性や健やかな体 の育成	・心を育む教育活動の推進・いじめゼロ運動の推進・学校図書・読書活動の推進・部活動や体力向上の推進・食育の推進・防災教育・交通安全教育の推進
4	特別支援教育の充実	・特別支援教室における指導の充実 ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上 ・児童発達支援センター等と連携した相談支援の充実
5	地域と連携した独自性のあ るコミュニティスクールの 推進	・家庭・地域・企業等による参画型授業の推進と学校支援の充実 ・コミュニティスクール推進委員会との連携による 特色ある学校づくりの推進

政策 2 教育環境の充実

施策 2 小中連携教育の推進

目指す姿

縦割り活動を通じた異学年間の交流や教職員の連携、地域の教育資源の活用が活発となり、児童生徒がいきいきと充実した学校生活を送っています。

 指
 平成 26 年度
 平成 32 年度

 小中一貫校数
 現状値
 日標値
 1 校

取組の方向

(1) 9年間を見通した系統的な指導により、一層の学力の向上と十分な学校 生活への適応を図り、児童生徒の交流活動や教職員の連携、地域教育資 源の活用による教育活動の充実を図ります。

No	主要事業	内 容
1	小中連携教育の推進	・土肥地区における小中一貫校の設立 ・ALTの効果的な活用等による英語教育の充実 ・縦割り活動を通じた異学年間の交流促進
2	教職員の交流・連携の推進	・教職員交流の実施・乗り入れ授業や相互授業公開等の実施

政策 2 教育環境の充実

施策 3 家庭や地域の教育力向上と連携強化

目指す姿

地域の子どもは地域で育てるという意識が向上し、学校・家庭・地域等が連携し、 地域全体で子育て支援や子どもたちの教育に取り組むとともに、多世代が共に学び 合う交流が進み、誰もがいきいきと活発に暮らしています。

指標	平成	26 年度		平原	戈 32 年度
地域への愛着度	現状値	50.1%	}	目標値	65. 0%
ー 中学 1 年生の朝食摂取率	現状値	94.7%]>	目標値	100%

取組の方向

- (1) 放課後における児童の健やかな育成など、地域・学校等と連携して子ども たちの安全・安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- (2) 虐待の未然防止のため、地域や関係団体との連携強化や養育相談の充実、 また、虐待の恐れのある家庭の早期発見に努めます。
- (3) 家庭の教育力を向上させるため、家庭教育支援員の配置など、家庭教育支援の充実を図ります。

No	主要事業	内 容
1	地域全体で子どもたちを育 てる環境整備	・放課後子ども教室の開設 ・子育て支援拠点の整備 ・多世代交流の促進 ・子どもや子育て家庭の交流の場・機会の提供 ・ふるさとへの誇りを高める「ふるさと教育」の推進 ・地域における読書活動の推進
2	児童虐待発生防止	・地域の見守り体制の整備や関係機関との連携強化 ・養育に関する相談体制の充実
3	家庭教育支援の充実	・家庭教育支援員の配置 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の推進 ・スマートフォンやSNS等に対応した情報モラルの向上

資料編

- 1 伊豆市総合計画条例
- 2 伊豆市総合計画審議会規則
- 3 策定体制
- 4 策定組織名簿
- 5 策定の経過
- 6 第2次伊豆市総合計画諮問・答申
- 7 第2次伊豆市総合計画体系図
- 8 第2次伊豆市総合計画前期基本計画指標一覧表

平成26年3月28日 伊豆市条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の定義、位置付け その他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、本市のまちづくりのための基本的な施 策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
 - (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定と位置付け)

- 第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。
- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を十分に反映させるための必要な措 置を講じなければならない。

(総合計画審議会)

- 第4条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、伊豆市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。
- 3 審議会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

- 第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。 (総合計画の公表)
- 第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 (総合計画との整合)
- 第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更すると きは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (伊豆市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 伊豆市総合計画審議会条例(平成16年条例第20号)は、廃止する。

2

伊豆市総合計画審議会規則

平成 26 年 3 月 28 日 伊豆市規則第 10 号 改正 平成 27 年 3 月 31 日 規則第 26 号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市総合計画条例(平成26年伊豆市条例第9号)第4条第3項の規定に基づき、伊豆市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市内各種団体の代表者及び市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とし、基本の公職を失ったときは自然解職されたものとする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の審議会については、市長がこれを招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

(資料の提出等の依頼)

- 第7条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係行政庁、関係地方 公共団体その他の関係団体に対して資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。 (要旨の公表)
- 第8条 審議会は、その調査審議した結果について、必要があると認める場合は、その要旨を公表するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第26号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊豆市議会

庁内体制

市長

庁内組織

総合計画策定委員会 (副市長・教育長・各部長)

総合計画策定幹事会 (課長級職員)

総合計画策定専門部会 (各課担当職員)

事務局

諮問

答申

情報提供

提案・意見

上程

議決

総合計画審議会

市内各種団体の代表者等

学識経験者

市民参加

市民・青少年・団体アンケート

市民懇談会

市民参加型セッション

市民ワークショップ

子ども議会

パブリックコメント

第2次伊豆市総合計画審議会 審議委員名簿

No.	氏 名	区分(機関・団体・役職等)	備考
1	青木 喜代司	伊豆市商工会長	
2	安藤 孔治	市民有識者	
3	植松 真由美	伊豆市教育委員	
4	梅原 龍一	伊豆市子ども子育て会議委員長	
5	遠藤 正壽	伊豆市社会福祉協議会長	
6	遠藤 護	伊豆市都市計画審議会長	副会長
7	小森 泰信	伊豆市観光協会長	
8	杉山 羌央	市民有識者	会 長
9	仙座 夏子	市民有識者	
10	田足井 みさ子	伊豆市民生・児童委員 主任児童委員	
11	土屋 光成	伊豆市区長会長	
12	出川 奈央	市民有識者	
13	永岡 正人	市民有識者	
14	渡邉 一夫	市民有識者	

(50 音順·敬称略)

	役職	氏 名
1	副市長【委員長】	鈴木 伸二
2	教育長	勝呂 信正
3	市長政策監兼建設部理事	松木 正一郎
4	市長政策監兼総合政策部長	和智永 康弘
5	総務部長	伊郷 伸之
6	市民部長	鈴木 正
7	健康福祉部長	山口 一範
8	産業部長	鈴木 薫
9	建設部長	齋藤 満
10	会計管理者	植田 博昭
11	議会事務局長	飯田 勝久
12	教育部長	森下 政紀

第2次伊豆市総合計画策定委員会名簿 第2次伊豆市総合計画策定幹事会名簿

	役 職	氏 名
1	総合戦略課長【幹事長】	佐藤 達義
2	秘書室長	三田 浩二
3	総務課長	杉山 節男
4	財務課長	滝川 正樹
5	契約検査室長	平田 利幸
6	防災監兼防災安全室長	相磯 浩二
7	土肥支所長	山本 正行
8	市民課長	長谷川 文子
9	税務課長	荻島 泰博
10	収納課長	渡辺 文和
11	環境衛生課長	浅田 茂治
12	清掃センター所長	吉田 基
13	社会福祉課長	村井 克代
14	保険課長	関 善光
15	こども課長	山下 数馬
16	健康支援課長	秋津 三枝子
17	農林水産課長	梅原 敏男
18	観光課長	金刺 重哉
19	産業振興課長	山下 善治
20	用地管理課長	波多野 英治
21	都市計画課長	堀江 啓一
22	建設課長	山田 博治
23	上下水道課長	西堀 勝廣
24	議会事務局次長	杉山 和啓
25	学校教育統括監兼学校教育課長	仁科 聡
26	教育総務課長	城所 章正
27	社会教育課長	山崎 一郎
28	図書館長	山本 卓

5 策定の経過

年 月	取組内容等
H23.5月	地方自治法の一部を改正する法律の公布
H26.3月	伊豆市総合計画条例・総合計画審議会規則の制定
	策定方針決定
H26.5月	第1回策定委員会(5/7)
	第1回策定幹事会(5/14)
H26.6月	伊豆市未来づくりセッション 全体セッション (6/1)
	市民・青少年・各種団体アンケート (6/25 ~ 7/31)
H26.7月	地区懇談会(7/16 ~ 8/26) ※詳細は別記
	伊豆市未来づくりセッション 個別セッションⅡ (7/13)
	伊豆市未来づくりセッション 個別セッション I (7/27)
H26.8月	伊豆市子ども議会 (8/12)
	伊豆市未来づくりセッション 個別セッションⅡ (8/17)
	第1回市民ワークショップ (8/27)
H26.9月	第 2 回市民ワークショップ (9/9)
	伊豆市未来づくりセッション 個別セッション I (9/14)
	伊豆市未来づくりセッション 個別セッション II (9/28)
	第 3 回市民ワークショップ (9/30)
H26.10 月	伊豆市未来づくりセッション 個別セッション I (10/12)
H26.11 月	伊豆市未来づくりセッション 全体セッション (11/16)
H27.1月	第 2 回策定委員会 (1/5)
	第 2 回策定幹事会 (1/19・1/20)
H27.3月	第 3 回策定委員会 (3/10)
H27.7月	地方版総合戦略の策定に向けた市民ワークショップ (7/22・7/29)
H27.8月	地方版総合戦略の策定に向けた市民ワークショップ (8/6・8/19・8/27)
	第1回地方創生市民検討会議 (8/21)
H27.9月	地方版総合戦略の策定に向けた市民ワークショップ (9/3)
	第 4 回策定委員会 (9/15)
	第2回地方創生市民検討会議 (9/24)
	第3回策定幹事会 (9/29)
H27.10 月	第 5 回策定委員会 (10/23)
	第 4 回策定幹事会 (10/25)
	地方版総合戦略の策定

年 月	取組内容等
H27.11 月	第1回総合計画審議会・諮問 (11/5)
	第 6 回策定委員会 (11/24)
H27.12月	第2回総合計画審議会 (12/4)
	パブリックコメント募集 (12/7 ~ 12/18)
	第7回策定委員会 (12/22)
H28.1月	第3回総合計画審議会(1/6)
	第8回策定委員会 (1/14)
	第 4 回総合計画審議会(1/26)
総合計画審議会答申 (1/29)	
H28.3月	市議会議決 (3/11)
	第2次伊豆市総合計画の決定・公表

地区懇談会

日 付	地 区	会 場
7月16日	旧湯ヶ島小学校区	天城湯ケ島支所
7月28日	旧狩野小学校区	狩野幼稚園
7月29日	旧月ヶ瀬小学校区	天城湯ケ島支所
8月6日	旧大見小学校区	中伊豆ふれあいプラザ
8月7日	熊坂小学校区	熊坂小学校体育館
8月12日	修善寺東小学校区	生きいきプラザ
8月18日	修善寺小学校区	修善寺総合会館
8月20日	修善寺南小学校区	修善寺南小学校体育館
8月21日	旧八岳小学校区	八岳集会所
8月22日	旧大東小学校区	冷川中央公民館
8月25日	旧土肥南小学校区	土肥南体育館
8月26日	旧土肥小学校区	土肥支所

6

第 2 次伊豆市総合計画諮問·答申

伊総合第151号 平成27年11月5日

伊豆市総合計画審議会 会 長 杉 山 羌 央 様

伊豆市長 菊 地 豊

第2次伊豆市総合計画の策定について(諮問)

第2次伊豆市総合計画の策定について、伊豆市総合計画条例(平成26年条例第9号)第4条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市総合計画審議会 会 長 杉山 羌央

第2次伊豆市総合計画の策定について(答申)

平成27年11月5日付け伊総合第151号により諮問のありましたこのことについて、伊豆市総合計画条例の規定に基づき、慎重に検討審議を行った結果、概ね妥当であると認め、別添計画案のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

付 帯 意 見

- 1 市の政策や施策・事業とその成果を市民へ積極的に周知するとともに、市民をはじめ多様な主体と行政が共に考え行動する、協働のまちづくりを推進されたい。
- 2 地域コミュニティは、地域で安心して暮らし続けるための重要な基盤であることから、地域コミュニティの育成と活性化を支援するとともに、市と地域が連携した地域活動の担い手の育成に努められたい。
- 3 人口減少、少子化に歯止めをかけ地域の活力を維持するため、若い世代の意見を 取り入れながら子育で・生活しやすい環境を整備するとともに、誰もが安全で安 心して暮らせるよう地域の医療・福祉の提供体制の整備に努められたい。
- 4 本市の有する豊かな自然資源、歴史的・文化的資産など既存の地域資源の確認・ 保護、新たな地域資源の発掘に取り組むとともに、伊豆縦貫自動車道の開通を契機 とした有機的・効率的な交通ネットワーク形成と適切な土地利用により、4地域 の連携と地域特性を活かしたまちづくりを進められたい。
- 5 東京オリンピック開催など社会経済情勢の変化を適切に捉え、地域産業の振興 や雇用の創出、定住人口・交流人口の増加など活力と活気にあふれる地域経済発 展に向けた積極的な取組を推進されたい。

第2次伊豆市総合計画体系図

基本構想 (2016 ~ 2025) 10 年間

まちづくりの基本的な理念であり、将来像と基本目標を示すもの

将来像

めざすまちのテーマ めざすまちのイメージ

自然・歴史・文化が薫る 〜いつまでも住み続けたい

「伊豆半島の新基軸」

次世代に笑顔をつなぐ礎づくり~

まちの形

ネットワーク型 コンパクトタウン

まちの色

風情と風格が漂う 国際的な 観光文化環境都市

まちの力

基調とした地域への愛着や誇りを 多様な主体による 協働と連携

重点目標(5)

魅力あふれる拠点の創造と 交通体系の確保

安全で心地よい生活環境の創出

産業力の強化

まちへの誇りの醸成と ブランドカの向上

少子化対策と 次代を担う人材の育成

前期基本計画(2016 ~ 2020)5年間

ſ	基本構想における将来像や基本目標を踏まえた施策の基本的方向や体系を示すもの				
		政策 (11)	施策 (31)		
	1	機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成	1 賑わいと回遊性のある中心市街地づくり 2 文教ガーデンシティの創生 3 地域振興拠点の整備 4 公共施設の最適化と機能強化		
	2	まちの骨格となる総合的な交通環境の創出	1 交流を支える道路ネットワークの整備 2 持続可能な公共交通網の実現		
	_1	生涯健康の創造	1 健康づくりの推進 2 地域医療・救急体制の確保 3 支え合う福祉社会の実現		
	2	心地よい環境づくり	1 都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出 2 豊かな自然環境の保全 3 魅力ある景観の形成 4 安心安全な生活環境の整備 5 地域防災・防犯体制の強化		
	1	観光交流を中心とした地域産業の振興	1 地域資源を活用した戦略的観光事業の推進 2 産業力の底上げと人材の育成・確保		
	2	企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化	1 市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致 2 農業生産法人の誘致と6次産業化の推進 3 就業支援の充実		
	3	起業支援	1 起業支援体制の充実 2 空き店舗等の活用		
	1	個性的な市民文化・都市文化の創造	1 地域づくり協議会制度の推進 2 歴史・文化資源の保存、継承、活用 3 地域で活躍する人材や活動団体の育成		
	2	まちの個性づくりと情報発信	1 まちのブランド化の推進 2 戦略的なシティプロモーション		
	1	子育て支援の充実	1 結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援 2 子育て環境の充実		
	2	教育環境の充実	1 よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進 2 小中連携教育の推進 3 家庭や地域の教育力向上と連携強化		



8 第2次伊豆市総合計画前期基本計画指標一覧表

政策			
	1	賑わいと回遊性のある中心市街地づくり	中心市街地での新規創業者(起業者)数
			修善寺駅の乗降者数
			修善寺駅周辺の歩行者空間整備数
	2	文教ガーデンシティの創生	魅力ある新中学校の建設
1-1	3	地域振興拠点の整備	地域振興拠点数
			「まちの居場所」整備数
			地域づくり協議会数
	4	公共施設の最適化と機能強化	公共施設の延べ床面積
			公共施設の新たな利活用数
			社会体育施設数
	1	交流を支える道路ネットワークの整備	道路・公共交通の整備に対する住民満足度
			修善寺駅周辺の歩行者空間整備数(1-1-1 再掲)
1-2			修善寺道路の利用台数
	2	持続可能な公共交通網の実現	自主運行バスの年間乗車人数
			バス停やバス待ちスペースの整備数
	1	健康づくりの推進	
	l	に成ってラジルに	お達者度
			メタボ該当者割合
2-1	2		
	3	支え合う福祉社会の実現	
			ボランティア登録者数
			「まちの居場所」整備数(1−1−3 再掲)
	1		
		都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出	駅周辺への住宅立地増加件数
			空き地活用による身近な公園広場の整備数
			景観重点地区数
		曲ムた白処理時の個人	移住件数
	2	豊かな自然環境の保全	市有林森林施業面積
2-2			有害鳥獣の年間捕獲数
	3		
		ルビン1 は2・3 光 町 v 2 川ンパス	京航皇点地区数(2.2 1 円掲)
	4	 安心安全な生活環境の整備	1人1日あたりのごみ排出量
		メルメエはエル採児が正開	「ストロめたりのこの評画量 汚水処理人口普及率
	5		パパルピスロ目
		プログ (内) (大) (内) (大) (内) (大) (内) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	防炎フリーグール登録者数 消火班・消防協力隊の設置地区数
			(はく)が、(はは)別とはないな同では対

指標の説明	現状値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
修善寺駅周辺で新たに起業・創業を開始した事業者の累計数	_	5件
修善寺駅の年間乗降者数	178 万人	200 万人
修善寺駅周辺の歩行者空間整備(歩道の整備やフラット化など)箇所数	_	2ヶ所
学校再編計画に基づく新中学校の設置	_	開校
地域振興拠点の整備エリア数	_	4 エリア
多様な世代が利用できる交流空間の整備箇所数	_	6ヶ所
地域づくり協議会の設立数	2団体	8団体
市が管理する公共施設の延べ床面積	186,543 m²	150,000 m²
統廃合等により未利用となった公共施設の新たな利活用延べ件数	_	3件
運動施設再編計画による施設の再編・廃止	17 施設	11 施設
道路や公共交通の整備に不満を持っていない市民の割合	48.1%	60.0%
修善寺駅周辺の歩行者空間整備(歩道の整備やフラット化など)箇所数	_	2ヶ所
修善寺道路の年間利用総数	350万台	400万台
自主運行バスの年間乗車人数(乗降調査における乗車人数 × 年間運行本数)	363,440 人	375,000 人
バス停やバス待ちスペースの整備延べ箇所数	_	5ヶ所
65 歳から元気で自立して暮らせる期間 (静岡県健康福祉部による算出数値)	男性:17.13 女性:20.99 (H24 年度)	男性:17.50 女性:21.50
特定健診におけるメタボリックシンドローム該当者の割合 (静岡県全体を 100 とした場合の割合)	男性:108.3 女性:118.7 (H25 年度)	100 (基準値) 以下
市内の病院・一般診療所の総数	22	現状維持
高齢者への福祉サービスに不満を持っていない市民の割合	73.8%	85.0%
社会福祉協議会のボランティア登録者数	565 人	620 人
多様な世代が利用できる交流空間の整備箇所数	_	6ヶ所
修善寺駅・牧之郷駅から約 1km 圏内への住宅立地増加延べ件数	_	20件
空き地や公共施設等を活用した公園・広場の整備延べ箇所数	_	2件
景観重点地区として指定した地区数	_	4地区
ワンストップ窓口を通じた5年間の移住件数	_	25件
市有林における森林施業延べ面積	200ha	700ha
市内における有害鳥獣(シカ・イノシシ)の年間捕獲頭数	シカ 554 頭 イノシシ 317 頭	シカ 700 頭 イノシシ 300 頭
景観重点地区として指定した地区数	_	4 地区
倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家への対応延べ件数	_	3件
市民1人1日あたりの一般廃棄物排出量	954g	940g
(下水道接続人口+集落排水整備人口+合併処理浄化槽人口)/住民基本台帳人口×100	70.6%	76.3%
防災フリーメールの登録者総数	3,355 人	5,000 人
地域における消化班・消防協力隊の設置地区数	39 地区	45 地区

政策		施策	指標
	1	地域資源を活用した戦略的観光事業の推進	観光交流客数
			外国人宿泊客数
3 – 1			スポーツ交流人口
3-1	2	産業力の底上げと人材の育成・確保	観光客消費額
			市内新規就農者数
			市内新規林業就業者数
	1	市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致	企業誘致件数
	2	農業生産法人の誘致と6次産業化の推進	農業生産法人の参入数
3-2			耕作放棄地面積
	3	就業支援の充実	I ターン就職者数
			就職面接会での内定者数
	1	起業支援体制の充実	新規創業者(起業者)数
3-3	2	空き店舗等の活用	空き店舗解消数
	1	地域づくり協議会制度の推進	地域づくり協議会数(1-1-3 再掲)
			地域への愛着度
4-1	2	歴史・文化資源の保存、継承、活用	無形民俗文化財団体数
	3	地域で活躍する人材や活動団体の育成	未来塾の参加者総数
			若者交流施設(9izu)の年間利用人数
	1	まちのブランド化の推進	観光交流客数(3-1-1 再掲)
			ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン認定数
4-2	2	戦略的なシティプロモーション	市ホームページへのアクセス数
4-2			外国人宿泊客数(3-1-1 再掲)
			ふるさと納税の件数及び金額
	1	結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援	合計特殊出生率
5 – 1	2	子育て環境の充実	子育て支援サービスの満足度
			次世代の各年齢人口
	1	よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進	学校教育に関する満足度
			魅力ある新中学校の建設(1-1-2 再掲)
5 – 2	2	小中連携教育の推進	小中一貫校数
	3	家庭や地域の教育力向上と連携強化	地域への愛着度(4-1-1 再掲)
			中学 1 年生の朝食摂取率

指標の説明	現状値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
年間の観光交流客数	342 万人	450 万人
年間の外国人宿泊客数	12,700 人	112,700 人
年間のスポーツ交流人口	54,300 人	100,000 人
観光客1人あたりの観光消費額	15,802 円	16,800 円
市内の新規就農者延べ人数	_	5人
市内の新規林業就業者延べ人数	_	8人
企業誘致の延べ件数	_	3 件
農業生産法人の参入延べ件数	_	5件
市内の耕作放棄地面積	205ha	195ha
I ターンによる就職延べ人数	_	20 人
集団合同就職面接会における就職内定者延べ人数	_	100 人
新たに起業・創業を開始した事業者の累計数	_	15 件
空き店舗を活用した各年の定住・出店件数	_	3件
地域づくり協議会の設立数	2団体	8団体
自分の住む地域に愛着を感じる市民の割合	50.1%	65.0%
無形民俗文化財支援事業対象団体数	9件	現状維持
未来塾への参加実人数の累計	93 人	170 人
9izu の年間利用延べ人数	2,209 人	3,000 人
年間の観光交流客数	342 万人	450 万人
世界的に評価の高い旅行ガイドへの認定数	3ヶ所	5ヶ所
市ホームページへの年間アクセス数	347 万件	500 万件
年間の外国人宿泊客数	12,700 人	112,700 人
ふるさと納税による年間の寄付件数及び金額	37 件 325 万円	5,000 件 2 億円
1人の女性が生涯に産む子供の平均数	1.25	1.69
子育て支援サービスに不満を持っていない市民の割合	66.9%	80.0%
15 歳以下の各年齢人口	_	200 人
学校教育に不満を持っていない市民の割合	69.5%	80.0%
学校再編計画に基づく新中学校の設置	_	開校
学校再編計画に基づく小中一貫校の設置数	_	
自分の住む地域に愛着を感じる市民の割合	50.1%	65.0%
朝食を毎日食べる中学1年生の割合	94.7%	100%

第2次伊豆市総合計画 基本構想:前期基本計画

発行 平成28年3月 編集 総合政策部 総合戦略課 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2 TEL 0558-72-9873 FAX 0558-74-3067 URL http://www.city.izu.shizuoka.jp/

